第３７回道州制特区提案検討委員会次第

日時　平成２２年６月３日（木）13:30 ～
場所　道庁別館１０階北海道労働委員会会議室

１　開　会

２　議　事

(1)　前回（第３６回）委員会での審議結果の確認について

(2)　分野別審議について

(3)　新規道民提案（追加）について

(4)　次回（第３８回）委員会について

(5)　その他

３　閉　会

【配付資料】

資料１　道民提案等の一覧表
資料２　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（特区提案として検討すべきもの）
資料３　分野別審議資料
資料４　道民提案の実現手法等に関する整理一覧表（追加）

第３７回北海道道州制特区提案検討委員会委員名簿

【委　　員】

氏　　名	現　　職	備 考
五十嵐　智嘉子	（社）北海道総合研究調査会常務理事	副会長
井　上　久　志	北海道大学大学院経済学研究科教授	会　長
河　西　邦　人	札幌学院大学経営学部経営学科教授	
竹　田　恒　規	北星学園大学経済学部講師	（欠　席）
南部 ﾕﾝｸｨｱﾝ しず子	光塩学園理事長	
宮　田　昌　利	㈱サンエス・マネジメント・システムズ代表取締役	（欠　席）
湯　浅　優　子	農業・ファームイン経営	

（50 音順）

【事　務　局】

氏　　名	役　　職
山　谷　吉　宏	北海道総合政策部地域振興監
斎　藤　正　紀	北海道総合政策部地域主権局広域連携担当局長
本　間　研　一	北海道総合政策部地域主権局参事
伊　藤　徹　彦	北海道総合政策部地域主権局参事

資料　1

道民提案等の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分	大分類	中分類	小分類	細分類	NO	35回	36回	37回
（１）	Ａ地域医療	その他	その他	**携帯型心電計に関する使用制限緩和**	**269**		○	○
	C土地利用規制	土地利用一般	地方裁量範囲の拡大	農用地の活用	270		○	
	D経済振興対策	その他	企業誘致等	企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	271		○	
		観光振興	観光客誘致	地域観光の振興	272		○	○
	H地域振興対策	地方自治の強化	役割分担の明確化	道路・河川に係る権限移譲	273		○	
			自治体財政・会計の改善	**地方自治法施行令158条における「寄付金」取り扱いの特例**	**274**		○	
			市民活動・ボランティア活動の活性化	北海道特定活動法人制度の創設	275	○		○
				認定NPO法人制度の認定要件	**276**	○		
				NPOバンク支援	277	○		
		地域活性化	道民に対する優遇措置	法人税率と贈与税率の特例	278		○	
			その他	ゴールデンウィーク特区	279		○	
				国からの権限・事務移譲	280		○	
				ポストバス	281		○	○
				国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	282			○
	J福祉	福祉	福祉	地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	283			○
16件	Ａ地域医療	その他	その他	診療看護師の制度化に向けた規制緩和	284			○
（２）	D経済振興対策	観光振興	観光客誘致	カジノの振興	54			
				（小樽市への）カジノの設置（誘致）	215			
		その他	物流・人材移動の活性化	自由貿易地域指定	69			
			空港の活性化	空港の一括管理	75			
3件				千歳空港のハブ空港化	221			
（３） 1件				「特区理学療法士」・「特区作業療法士」資格の創設	②			

注１）　**太字**は、第35回及び36回検討委員会審議の結果、今後、資料等を調整の上、再度検討を行う予定のもの。

注２）　区分の(1)は「道民提案（新規）案件」、(2)は「道民提案継続審議案件」、(3)は「庁内提案継続案件」。

注３）　〰〰線は前回の第36回検討委員会で審議保留とされ、今回、再度審議を行うもの。

資料　２

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表【特区提案として検討すべきもの】

大分類	Ａ　地域医療対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
Ａ その他 ＜その他＞	２６９ 携帯型心電計に関する使用制限緩和	携帯型心電計について、ヘルパーや介護員が在宅患者等の第三者に使用できるようにする。 その上で、保健所、医療機関、住民を通信ネットワークで結ぶシステムの導入を図ることにより、心臓病の早期発見や適切な治療を行う。	１	１	・　心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、市販されており、この携帯型心電計で測定したデータを電話回線で送信し、測定結果が心電図となって本人に届けられるシステムも開発されている。 ・　この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたると解されている。 ・　「医行為」である心電図検査は、医師、看護師、准看護師、臨床検査技師以外の者は行うことができないとされている。 医師　：　医業として可能（医師法第１７条） 看護師　：　診療の補助として可能（保健師助産師看護師法第５条） 臨床検査技師：　厚生労働省令で定める生理学的検査として可能。（臨床検査技師等法施行規則） ・　高齢者介護等の現場で「医行為」にあたるか判断に疑義があった行為について、原則として「医行為ではない」と考えられるものが厚生労働省通知により示されている。（Ｈ１７年７月２６日厚生労働省医政局長通知） 原則として医行為ではないと考えられるもの ～　体温測定、血圧測定、軽微な傷の処置、爪切り等 （参考～過去の類似提案の検討状況） ○介護福祉士の業務拡大（たんの吸引・経管栄養） ・提案内容　在宅介護の現場において、介護福祉士が一定の要件のもとに医行為である「たんの吸引」「経管栄養」を可能にする。 ・審議経過　第25回～第28回検討委員会で審議。 看護協会等の了解を得る必要があることなどから、一旦審議終了となった。	心電図検査について医行為に当たらない旨の通知が国より発出されること。	【メリット】 ・　介護福祉士が訪問介護等の際に携帯型心電計を使用することにより、心臓病の早期発見・治療等に役立つ可能性がある。 【デメリット】 ・　医学的知識及び技術がない者が医行為である心電図検査を行うことにより、健康被害が生じる恐れがある。		保） 医療薬務課	3402A

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　携帯型心電計の使用に限らず、情報通信ネットワークを通じて計測データを医療機関等での診断などに活用する「医療情報ネットワーク」を構築する観点から、検討を深めていってはどうか。 ○　医師不足や看護師不足の中で、介護福祉士の業務の拡大という観点で考えることも重要。 ○　検討の方向として、①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする、②情報通信ネットワークを活用して地域医療を立て直す「医療特区」的なものを検討する、という方向がある。しかし、②についてはテーマが大きいので検討するには時間がかかる。 ○　遠隔診断など医療分野における情報通信ネットワークの仕組みを構築する上で、不都合があれば改善していくという視点で検討していってはどうか。	○　議論を踏まえて、 ①携帯型心電計の使用が医行為ではないようにする ②情報通信ネットワークを活用した地域医療のあり方を検討し、改善点を探る という両面から検討を深めていく。

大分類	C　土地利用規制

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
C 土地利用一般 〈地方裁量範囲の拡大〉	２７０ 農用地の活用	田畑として再生することが難しい耕作放棄地が多いが、農用地に指定されているため、他に転用するのが難しいケースが多い。 土地の有効活用を促進するため、市町村にもっと権限移譲を促進する。	1	1	（農用地区域の指定） ・　農振法に基づき、「農業振興地域」に指定された市町村は、今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき地域として「農用地区域」を設定する。農用地区域の設定・変更は市町村の権限となっている。 ・　農用地区域内での農地転用は原則として許可されない。 ・　農地は農業生産の基盤として限られた資源であることから、現況が耕作放棄地等であっても、将来を見据えた農用地としての利用の必要性等を勘案し、市町村においては、農用地区域から安易に除外することは認めていない。 （農振法で定める農用地区域からの除外要件） ①他に適当な土地がない ②農用地の集団性や農作業の効率性に支障を及ぼさない ③認定農業者などへの農地集積に支障を及ぼさない ④用排水路などの施設利用に支障を及ぼさない ⑤土地改良事業等が完了してから８年以上経過 （農地に係る市町村への権限移譲） ・　農地法に規定する２ha以下の転用許可事務及び農振法の開発行為の許可事務は、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例により、道から市町村への権限移譲を進めている。 ・農地法４条、５条等・・道内１１０市町村に移譲済 ・農振法１５条の２・・・道内１２１市町村に移譲済 （過去の類似提案） ・　平成２０年３月の第２回道州制特区提案で次のとおり提案 ・農地法第４条、第５条に係る４haを超える農地の転用の許可権限を農林水産大臣から道知事に移譲。 ・農地法附則第２項の規定による２haを超え4ha以下の農地の転用に係る道知事許可に係る農林水産大臣への協議の廃止。 ・国の対応方針（平成２１年３月） 農地転用許可制度については、新農地法の施行後５年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する。 （対応方針の背景） ・　提案当時、国では農地法等の改正を予定しており、農地を最大限に有効利用するため、農地利用者の確保・拡大等を図る一方で、農地を確保するため、違反転用に対する処罰強化、都道府県が行う転用許可事務の適切な執行を要求するなどの農地転用規制の厳格化を図る内容の法改正を検討していた。（その後、平成21年６月に法改正）	農振法（農業振興地域の整備に関する法律）の改正（農用地区域の除外要件の緩和） 農地法の改正（農地転用許可権限の国から道・市町村への移譲）	【メリット】 ・　地域の実情に即した土地利用の促進が期待される。 ・　農地転用関係事務処理の迅速化が期待される。 【デメリット】 ・　農業生産の基盤として限られた資源であり、かつ、地域における貴重な資源でもある農地の転用が安易になされる危険性。	平成20年３月「国土利用の規制権限等の移譲」を提案済	農） 農地調整課	1417C

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
○　北海道にとっての農地は、農業生産基盤であると同時に、観光資源となっているところもあり、景観を保全していくという視点も重要。 ○　農地利用について、市町村への権限移譲が進んでいることは良いが、市町村側でちゃんとしたチェック体制ができているのか気を付けなければならない。 ○　農地が農業のために有効に使われるように、企業の農業参入への障壁の緩和などを検討してはどうか。 ○　過去の類似提案において、国から「農地転用許可制度については、新農地法の施行後５年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する」との回答が示されており、これをくつがえすには相当強固な提案をしていかなければならない。 ○　地域における農地利用のプロセスについて、既にある仕組みが活発に機能するように、まずは行政レベルで対応すべき。	○　過去の類似提案において、国から「農地転用許可制度については、新農地法の施行後５年を目途として、同法の施行状況を勘案して検討する」との回答が示されていることから、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。

大分類	D　経済振興対策

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
D その他 ＜企業誘致等＞	２７１ 企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充	企業立地促進法による企業立地で、自治体が固定資産税、不動産取得税を減免した場合、3/4を普通交付税で補てんされるが、総務省令により対象業種が指定されており、道内各地域の基本計画における集積業種と一致していない。 総務省令による対象業種以外でも道内各地域の基本計画における集積業種を対象に減免した場合、同様に普通交付税で補てんが受けることができるようにする。	1	1	（企業立地促進法の仕組み） ・　平成１９年に制定された「企業立地促進法」に基づいて、道と市町村が共同で「基本計画」を策定し（道内では１６地域）、基本計画で定めた指定集積業種に該当する事業者が工場等の新増設をし、企業立地計画の承認を受けた場合、税制上の優遇措置を受けることができる。 ①国税（法人税）の優遇措置 機械装置・建物等を取得した場合に、当該設備等について租税特別措置法上の特別償却の対象となる。 対象業種～製造業のうち14業種（繊維、化学、鉄鋼、機械など） 農林水産関連製造業・卸売業12業種　※H20追加 （食料品、木材、家具、パルプ・紙など） ②地方税（不動産取得税、固定資産税）の優遇措置 土地・建物等を取得した場合に、不動産取得税、固定資産税を減免する。 対象業種～製造業、情報通信業、運輸業、卸売業など ・　ただし、税制上の措置ごとに対象業種及び要件が定められており、基本計画で定めた指定集積業種がすべて優遇措置を受けられるわけではない。 ・　なお、地方自治体が対象業種に対し、不動産取得税、固定資産税を減免した場合（上記②）に、その4分の3が普通地方交付税で補填される。 （過去の類似提案） ・　平成２０年３月の第２回道州制特区提案で次のとおり提案。 企業立地促進法に基づく権限の移譲として、課税特例及び減収補てんの適用対象業種を道条例で地域が独自に決定できるようにする。 ・　国の対応方針（平成２１年３月） 企業立地促進税制等については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて継続検討する。 （対応方針の背景） ・　当該提案に係る国と道の協議において、国からは、国税の減収につながる事項を法ではなく条例で定めること、全ての地方公共団体の共有財源である地方交付税を特定の団体の判断で配分されることから、いずれも実現困難であるとの意見が示されている。	・企業立地促進法等の改正 （北海道に限っては、基本計画で定めた業種に対し地方税を減免した場合は、すべて普通交付税で補填されるようにする）	【メリット】 ・　道内の企業立地の促進 ・　市町村財政への寄与	平成20年３月「企業立地促進法に基づく権限の移譲」として提案済。	経） 産業立地課	1404D

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
（２７８「法人税率と贈与税率の特例」と合わせて議論） ○　国と地方との関係を考える上で、税財源や地方交付税のあり方は重要なテーマ。 ○　企業立地促進税制は、地域の産業政策に関わる問題。しかし、国税は、国全体の税体系の中で議論されるべき問題であり、国の税制改正の動向を見極める必要がある。 ○　過去の類似提案において、国からは「企業立地促進税制については、将来の道州制の税財政等のあり方に関する議論を踏まえて検討する」との回答が示されている。	○　国の動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td rowspan="2">D

観光振興
〈観光客誘致〉</td><td rowspan="2">２７２
地域観光の振興</td><td rowspan="2">自然や観光資源の小さな地域で旅行業登録をせずに旅程のあるツアーを組んで募集行為をすると、旅行業法違反となることから、地域が独自にツアーを組み、募集し、集金することを合法的にできるようにする。
また、レンタカーのマイクロバスを使用しての旅客運送ができるようにする。</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td><td>（地域独自のツアー）
・旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官(H20.10～)又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。
・旅行業の登録を受けるには、①営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、②一定の財産的基礎を有することが必要。また、旅行者（消費者）の保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への分担金の納付が義務付けられている。
○　旅行業者（募集・販売・媒介等）
<table><tr><th>種別</th><th>登録先</th><th>業務範囲</th></tr><tr><td>第１種</td><td>国</td><td>全ての旅行業務が可能</td></tr><tr><td>第２種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない</td></tr><tr><td>第３種</td><td>都道府県</td><td>海外募集型企画旅行はできない
国内募集型企画旅行はできない</td></tr></table>※なお、Ｈ１９年５月の法改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存ずる市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取扱い可能となっている。
○　旅行業者に必要な財産的基礎（基準資産額）
第１種；3,000万円、第２種；700万円、第３種；300万円
○　新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
第１種；7,000万円、第２種；1,100万円、第３種；300万円
（年間の取引の額によって異なる。）</td><td>旅行業法の改正</td><td>【メリット】
・地域独自のきめ細かな旅行商品の企画・販売が容易となる。

【デメリット】
・旅行業法は、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進のため最低限の規制を行っており、その規制を緩和することは、一般消費者の保護が損なわれるおそれがある。</td><td></td><td>経）
観光局</td><td>1426D</td></tr>
<tr><td colspan="3">（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）
<table><tr><th>論　点　（　発　言　要　旨　）</th><th>対　応　方　向</th></tr><tr><td>○　旅行業の資格要件を道独自に緩和して、何か問題が発生したら、北海道観光全体のイメージが傷つくおそれがある。むしろ、資格をもっと厳しくした方が北海道観光のブランド化につながる。
○　旅行業の資格要件は経済的基盤で定められており、小規模なものであれば、要件を緩和してもよいのではないか。質を確保する仕組みは、経済的な資格要件と切り離して考えるべき。
○　旅行客の安全を確保するための責任ある体制が必要。旅行業務の専門家である旅行業者と、地域の宿泊業者などが連携していくべきであり、誰でも旅行業務ができるようになる必要はないのではないか。</td><td>○　意見が分かれたことから、本件提案の取り扱いについては、次回（第３７回）委員会において決定することとする。</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（レンタカーによる旅客運送）
有償で旅客の運送を行う場合、道路運送法第４条に基づき国土交通大臣から一般旅客運送自動車運送業の許可を受けなければならない。
レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客運送は認められていない。</td><td>道路運送法の改正（レンタカーでの有償旅客運送を可能にする）</td><td>【メリット】
・低コストでの旅客運送が可能

【デメリット】
・利用者の安全確保がなされない。
・サービスの質の低下により、利用者とのトラブル増加の可能性
・安全対策等を行っている既存登録業者の経営圧迫</td><td></td><td>総政）
地域交通課</td><td></td></tr>
</table>

大分類	Ｈ　地域振興対策

<table>
<tr><th rowspan="2">中分類
〈小分類〉</th><th rowspan="2">細分類</th><th rowspan="2">概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th rowspan="2">事実関係等の整理</th><th rowspan="2">実現するために
考えられる手法</th><th rowspan="2">実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th rowspan="2">摘　要</th><th rowspan="2">関係
部課</th><th rowspan="2">個票
番号</th></tr>
<tr><th></th><th>重複
除く</th></tr>
<tr><td>Ｈ

地方自治の強化＜役割分担の明確化＞</td><td>２７３
道路・河川に係る権限移譲</td><td>中心部で市民団体によるイベントを実施する際に、国道や道道の管轄の違いで対応が違い、とまどった。
歩道や河川敷の草刈りをやりたい旨市町村に申し出たが、管轄外なので許可できないと拒否された。
こうしたことから、道路・河川の管理に関する権限を市町村に一元化すべき。</td><td>３</td><td>１</td><td>（道路）
・　国道、道道の管理権限の移譲については、道路法第１７条第１項で指定市が行うものとされているほか、指定市以外の市については第１７条第２項により、道の協議を経て管理を行うことは可能。
・　しかし、町村については、国道・道道の管理については、歩道の新設等を除き、その管理の移譲を受けることはできない。
（過去の類似提案）
・　平成２０年１０月の第３回道州制特区提案で次のとおり提案
幹線道路である道道と生活道路である町村道を町村が一体的に管理することができるよう、道路法第１７条第２項を町村にも適用する。
・　国の対応方針（平成２１年３月）
地方分権改革推進要綱に基づき検討し、全国的に措置
（対応方針の背景）
・　国では、地方分権改革推進委員会の第一次勧告（平成２０年５月）を受けた政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成２０年６月）において、「町村について、道路管理の状況等も踏まえ、都道府県道の管理を行うことができるようにする」こととした。
（最近の動き）
・　国は、本年夏にとりまとめる予定の地域主権戦略大綱（仮称）及び地域主権一括法案（第２次）において、町村が都道府県道の管理を行うことができるよう法改正を行う予定。

（河川）
・　河川の管理については、河川法により、一級河川の指定区間外区間は国が、一級河川の指定区間及び二級河川は都道府県が、それぞれ管理を行っている。
・　地方分権改革推進委員会が平成２０年５月に総理に提出した第1次勧告において、「一つの都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の直轄区間については、従前の管理水準を維持するため財源等に関して必要な予算を講じたうえで、原則として都道府県に移管する」ことが勧告されている。
・　単一市町村内で水系が完結する二級河川区域に係る移譲は、政令指定都市以外の市町村が河川管理者となることができるようになるには法改正を要するが、今後、市町村からの移譲ニーズを把握する必要がある。</td><td>道路法の改正（町村が道道の管理ができるようにする）
河川法の改正（市町村が二級河川の管理ができるようにする）</td><td>【メリット】
・　市町村が道路や河川を一元管理することにより、維持管理作業の一層の効率化が図られる可能性がある。
【デメリット】
・　財源について使途が限定され、維持管理レベルの運用に際し裁量性が小さく、一元化の効果が発揮できないおそれがある。
・　河川については、氾濫した場合、流域全体に甚大な被害が発生する場合も想定されるため、移譲にあたっては移譲前と同等の維持管理ができる技術力・財政的な裏付けが必要。</td><td>平成20年10月「道道の管理権限の町村への移譲」として提案済。</td><td>建）
道路課
河川課</td><td>1408H
1409H
1410H</td></tr>
</table>

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
（２８０「国からの権限・事務移譲」と合わせて議論） ○　河川管理については、市町村単位でなく、流域単位で考えるべき。 ○　国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。 ○　道路の管理権限の移譲については、すでに過去に提案し、国からも対応するとの回答を得ていることから、国の動向を見守るべき。 ○　国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめるとしており、国の動向を見極めるべき。	○　国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
H 地方自治の強化 ＜自治体財政・会計の改善＞	２７４ 地方自治法施行令第１５８条における「寄付金」取扱いの特例 （コンビニでのふるさと納税）	コンビニエンスストアでのふるさと納税を可能にする。 現在、地方自治法施行令第１５８条に掲げる普通地方公共団体が私人に委託できる歳入に「寄付金」が入っていないため、コンビニエンスストアでの寄付金の収納ができない。 利用者により利便性の高いコンビニエンスストアでの収納を可能にすることで、ふるさと納税への関心等を向上させる。	1	1	＜ふるさと納税制度＞ 平成２０年４月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ５千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から５千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する「寄附金」税制が創設された。 この制度は、全国のどこに居住している人であっても、自分が応援したい市区町村・都道府県を自由に選択して、住民税の一部を納めることができることとなっている。 ＜地方公共団体が私人に委託できる歳入＞ 普通公共団体が私人に徴収又は収納の委託することができる歳入は、地方自治法施行令第１５８条により制限され、「寄附金」（＝ふるさと納税）は委託できないものとなっている。 〇地方自治法施行令 第百五十八条（歳入の徴収又は収納の委託） 次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。 一　使用料 二　手数料 三　賃貸料 四　物品売払代金 五　貸付金の元利償還金 ＜コンビニ納税＞ 平成１５年度より地方自治法施行令第１５８条の２が新設され地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、コンビニ納税が実現。道でも平成１９年度より自動車税の収納事務を道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。	地方自治法施行令の改正 （私人に収納を委託できる事務に寄附金を追加）	【メリット】 ・寄附者にとっての利便性が向上（昼夜を問わず寄附金の払い込みが可能、収納事務の取扱機関が大幅に拡大） ・ふるさと納税制度への理解・関心が高まる 【デメリット】 ・収納に関する手数料やバーコード付与に関する費用などの負担が新たに発生		総政） 地域づくり支援局	2401H

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
〇　地方自治体も寄付金による支援を募り、地域に寄付文化を根付かせるという観点から検討すべき。 〇　金融機関や郵便局で振り込み可能であれば、コンビニまで広げる必要性は薄いのではないか。 〇　コンビニだけでなく、インターネット上でクレジットで寄付金が出せるようになれば良い。 〇　費用対効果の問題はあるが、現状でできないものを可能にする仕組みをいかに作っていくかは検討できる。 〇　寄付した人が自分の寄付金の使い道を指定できるような仕組みができれば、より良い。	〇　議論を踏まえて、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

（参考）【コンビニ納税の仕組み】

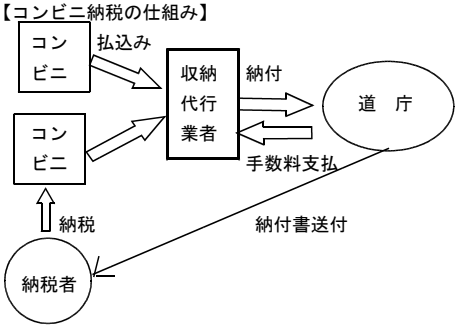

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘　要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
H 地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞	２７５ 北海道特定活動法人制度の創設	北海道独自の法人組織を制定する。 現在の社団、財団、ＮＰＯの区分を無くし､例えば､公共性や非営利活動により、独自性や創造性に対して評価を行い、その評価点の高い法人に「北海道特定活動法人」などの認可を与え、税制、資金確保で優遇する。	1	1	（新しい法人制度の創設） ・　法人については、民法第33条により「法律の規定によらなければ成立しない」とされている。 ・　社団法人、財団法人については、公益法人改革により、登記のみで設立できる一般社団・財団法人と、そのうち公益事業を行うものとして民間有識者による委員会の意見に基づき公益性を認定された公益社団・財団法人とがある。	一般社団及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の改正	【メリット】 ・　道内の非営利活動の促進につながる可能性がある。 【デメリット】 ・　当該法人格が国内他地域と異なることによる民法上等の法的基盤整備が困難。 ・　NPO法が対象とする団体の法人格の取得が困難になる。		総政） 地域主権局	1415H
					（ＮＰＯ法人（特定非営利活動法人）） ・　「特定非営利活動」を行うことを主な目的とし、法人の要件を満たす団体として認証された法人 （NPO法人に対する税制優遇） ・　法人道民税については、法人税法に規定された収益事業を行っていない場合、均等割を免除。 ・　国税については、ＮＰＯ法人のうち、一定の要件を満たすものとし、国税庁長官の認定を受けたもの（認定ＮＰＯ法人）に対して、企業等が寄附した場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用。	特定非営利活動促進法、租税特別措置法の改正			環） 道民活動文化振興課	

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
H 地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞	２７６ 認定ＮＰＯ法人制度の認定要件	認定ＮＰＯ法人制度の認定要件の厳しさが制度の推進を妨げている。 NPO法人の大半が認定ＮＰＯ法人の認定要件であるパブリックサポートテストの５分の１という時限的に緩和された基準であっても満たすことができない。これを理由として認定ＮＰＯ法人制度の利用を希望しない法人が多数ある。 認定ＮＰＯ法人制度の認定要件を緩和し認定書類の煩雑さを改善することで、ＮＰＯ活動を発展させる。 （パブリックサポートテストの要件を大幅に緩和することと、提出書類を簡素化し他の書類でも代用を可能にするなどの改正をする。）	２	１	・　特定非営利活動促進法により、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して、企業等が寄附をした場合には、租税特別措置法の定めるところにより、寄附金控除など税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の２、租税特別措置法第66条の11の2） ・　認定NPO法人制度による税制上の特例措置 ①　法人の寄附金に対する特例（一般寄附金の損金算入限度額とは別に損金算入が可能 ②　個人の寄附金に対する特例（寄附金控除を適用） ③　相続人が寄附した相続財産に対する特例（相続税の課税価格の計算に参入しない） ④　認定NPO法人のみなし寄附金制度（収益事業から収益事業以外に支出した金額を寄附金とみなし、損金算入が可能） ・　認定NPO法人の要件 ①　パブリックサポートテスト ～実績判定期間（過去5事業年度）の寄附金等収入金額が経常収入金額の5分の１以上を占めていること（小規模団体に対する特例あり） ※　制度発足当初は3分の1以上であったが、15年から5分の1以上に緩和 ②　活動対象～会員など特定の者に対する活動が全事業活動の２分の１未満であること ③　運営組織・経理～役員のうち親族関係のある者が3分の1以下であることなど ④　事業活動～特定非営利活動に係る事業費が総事業費を8割以上を占めることなど ⑤　情報公開～事業報告書、役員名簿、資金に関する事項などを閲覧させることなど ・　認定を受けるための手続きは、申請書に上記の要件を満たしていることを説明する書類を添付して、所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出する。 ・　道におけるNPO法人認証数１５９０団体（平成22年3月末現在）のうち、認定NPO法人は２団体のみ。（全国でも１３４法人、平成22年4月16日現在）このように認定NPO法人数が少ないのは、パブリックサポートテストなど認定要件が厳しいこと、提出書類が煩雑であること、審期間が長いことなどによるものと考えられる。	租税特別措置法の改正及び施行令の改正（認定NPO法人の要件緩和、認定権限の道への移譲など）	【メリット】 ・　企業や個人からNPO法人への寄附が増加し、活動促進に繋がる。		環） 道民文化振興課	1413H 1414H

（第３５回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　認定ＮＰＯ法人については、事業型ＮＰＯ法人が利用しやすくなるようパブリックサポートテストの認定要件を緩和してはどうか。 ○　地域主権型社会を目指す上で、ＮＰＯを育成することは重要。 ○　ＮＰＯ法人に寄付が集まりやすくして、全国に先駆けて活性化させていくことを、北海道として早く進めるべきである。 ○　認定ＮＰＯ法人は国税庁が認定している。税の優遇措置を受けられる社団法人・財団法人の公益認定は北海道の機関である公益認定等審議会で行っている。そこで、これに関連して、次の３つのポイントを提案したい。 **①認定ＮＰＯ法人の認定権限を国税庁から北海道に移す** **②認定基準について、北海道に裁量権を与える** **③認定ＮＰＯ法人の税制優遇を公益法人と同程度にする**	○　提案があった３つのポイントに沿って、次回以降、検討委員会で検討を深めていく。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘　要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
H 地方自治の強化＜市民活動・ボランティア活動の活性化＞	２７７ ＮＰＯバンク支援	貸金業法における規制のため、NPOバンクの設立、運営が困難になっている。貸金業に関して、指定信用情報機関制度においてＮＰＯバンクを適用除外とする。	1	1	・　いわゆるＮＰＯバンク（以降NPOバンクと呼ぶ）は、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであり、貸金業の登録を受けているものである。北海道内では、2002年に設立された「北海道NPOバンク」が市民活動団体向けに融資を行っている。 （資金業法の改正の影響） ・　現行の貸金業法では、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用することが可能な場合において、それを使用し、顧客の資力等の調査に努めなければならないとされている。 ・　国では、過剰貸付の抑制を目的に、信用情報の適切な管理や全件登録の条件を満たす信用情報機関を指定し、貸金業者が個人の借り手や保証人の総借入残高を把握できる仕組みを整備し、H22年6月から当該機関を使用した資力調査を義務化する予定。 ・　平成22年6月までに予定の改正貸金業法完全施行後、NPOバンクの中には、基準を満たせず運営が困難になる事例が発生するものと予想される。 ・　影響 １）特例措置済みの事項 必要とされる純資産額（NPOバンクは基準を緩和） ２）特例措置がない事項 貸金業務取扱主任者の設置 指定信用情報機関の利用の義務（個人向け貸付の場合） 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと ※　貸金業法改正の付帯決議（18年12月）には、「市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後２年６月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど必要な見直しを行うこと」とある。 全国的にNPOバンクからの当該事項に係る要望が多く、現在国においてそのあり方を検討中。	貸金業法の一部改正 （NPOバンクの特例措置など）	【メリット】 ・　指定信用情報機関制度の適用除外などにより、ＮＰＯバンクの運営に要する負担が軽減され、従前どおり一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業等への支援が実行されるとともに、新たなＮＰＯバンクの設立が期待される。 【デメリット】 ・　十分な財産的基礎を有しない貸金業者の一部が、NPOバンクとしての登録資格を取得し、生活困窮者に対して過度な貸付けを行う等､悪用されるおそれがある。 ・　制度の適用除外により、ＮＰＯバンクから融資を受けた者（個人）には、過剰貸付が生じるおそれがある。 ・　借入者を道内の個人・団体に限定することはできず、他県への転居も制限できない。		環） 道民活動文化振興課	1416H

（第３５回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対 応 方 向
○　NPOバンクについては、サラ金と同じ扱いにしないよう制度の適用除外を提案しているが、本年6月に貸金業法が本格施行されるので早急な対応が必要である。 ○　NPOバンクを貸金業法上の要件緩和、適用除外とした場合、貸し倒れの心配が増えるのではないか。 ○　NPOバンクは、理事会の中で融資の可否を審査しているので、必ずしも貸付業務の経験者が常勤役員の中にいる必要はない。 ○　指定信用情報機関については、登録するのに年間50～100万円ぐらいかかるので、NPOバンクにとっては大きな負担になる。 ○　NPOバンクについては、国でも貸金業法の見直しを検討しているので、国に先駆けて提案してはどうか。	○　改正貸金業法が6月18日に本格施行されることが決定したところ。 ○　国では、現在、NPOバンク全体を適用除外とする方向で、内閣府令の改正を進めているところ。 ○　こうしたことから、本件提案については、本委員会としては取り扱わないこととする。

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
				重複除く						
Ｈ 地域活性化 〈道民に対する優遇措置〉	２７８ 法人税率と贈与税率の特例	法人税率を減免して、北海道への企業誘致を促進する。 贈与税率を減免して、所得のある高齢者の北海道への移住を促進する。	１	１	・　国税である法人税は、法人が得た所得に対して課税される。（株式会社では税率３０％） ・　立地企業に対する税の優遇措置として、企業立地促進法に基づく法人税の軽減、地方税（不動産取得税、固定資産税）の減免がある。 ・　国税である贈与税は、財産の贈与を受けた者が、贈与された財産の金額に対して課税される。	法人税法及び相続税法の改正（法人税、贈与税の減免措置）	【メリット】 ・　法人税率の減免は企業の誘致促進につながる。 【デメリット】 ・　国税である法人税の税率は、我が国の税体系や諸外国との比較などから決められるものであり、地域ごとに個別に決められるものではない。 ・　贈与税率の減免については、例えば、住民票だけ北海道に移して、実際は別のところに住む人の贈与税を免除することがあり得るため、国全体の税体系に影響を与える。		総政） 地域主権局	1425H

（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）

論　点　（　発　言　要　旨　）	対　応　方　向
（２７１「企業立地促進法に係る地方交付税制度の拡充」と合わせて議論） ○　国税は、国全体の税体系の中で議論されるべき問題であり、国の税制改正の動向を見極める必要がある。	○　国の税制改正の動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>Ｈ
地域活性化
＜その他＞</td><td>２７９
ゴールデンウィーク特区</td><td>６月をゴールデンウィーク特区として、大型連休を設定し、道民の旅行需要を喚起する。
北海道が本州等に比べて爽やかで過ごしやすい６月は祝日は無いが、道内では各種の祭り、イベント（よさこい､北海道神宮例大祭）が行われている。道民の潜在的な行楽需要があるのに、休みがないため参加できない。</td><td>1</td><td>1</td><td>〔過去の類似提案の検討状況〕
・　平成１９年１０月の第７回提案検討委員会において、庁内提案として「北海道・秋のゴールデンウィーク」（国民の祝日に関する法律第２条を改正し、北海道については条例で別の日に祝日を定め、北海道については秋に連休を設定し、観光業の活性化を図る）の提案があった。
・　これを受けて、秋の大型連休の設定に関する道民意識調査（平成20年9月）を実施したところ、賛成が35.3%、反対が36.6%とほぼ拮抗しており、「どちらとも言えない」も27.7%となった。
反対の理由の52.1%は「意味のある祝日を変更すべきではない」であった。
・　道民の賛否が拮抗したことから、提案検討委員会としての検討はいったん打ち切った。

〔国の休暇分散化に向けた動き〕
・　国では、「観光立国推進本部」に「休暇分散化ワーキングチーム」を設置し、休暇分散化について検討を進めており、全国を５ブロックに分けて、ゴールデンウィークの地域別分散（北海道は５月末と６月上旬）と、秋の大型連休を創設するパターン試案を公表した。(H22.3)
・　国では平成２２年度、全国８ヶ所でモデル事業を実施し、効果や課題を検証する予定。</td><td>国民の祝日に関する法律の改正（国民の祝日の休日をずらすことができるようにする）</td><td>【メリット】
・　道民の道内観光の促進
・　道内消費の喚起

【デメリット】
・　道外と祝日が異なる事による経済活動、道民生活などへの影響
・　道民の賛否はほぼ拮抗しており、円滑な導入を図るには、道民の理解が必要
・　道民の道内観光は促進されるが、道以外は休日ではなく、経済効果は限定的</td><td></td><td>総政）
地域主権局</td><td>4402H</td></tr>
<tr><td colspan="7"></td><td colspan="4">（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）
<table><tr><th>論　点　（　発　言　要　旨　）</th><th>対　応　方　向</th></tr><tr><td>○　国において、休暇分散化の実現に向けて法改正も含めて検討しているところであり、国の動向を見極める必要がある。</td><td>○　国の休暇分散化の実現に向けた動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>中分類

〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>H

地域活性化
＜その他＞</td><td>２８０
国からの権限・事務移譲</td><td>国の事務（自動車登録・車検に係る事務、法務局における事務､公安委員会事務）を北海道に移譲し、総合振興局支部で取り扱えるようにする。</td><td>1</td><td>1</td><td>・　地方運輸局や法務局などの国の事務の大幅な道への移譲については、国の出先機関の見直しに関連するものであり、国においても、平成２０年１２月の地方分権改革推進委員会第２次勧告において、出先機関の事務・権限と組織の見直しについて勧告が出されている。

・　新政権において設置された「地域主権戦略会議」で示された「地域主権戦略の工程表（原ロプラン）」では、国の出先機関の改革について、本年夏までに基本的な考え方を取りまとめることとしており、戦略会議では精力的に検討を進めている。
・　また、全国知事会では、「国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム」を設置して検討を進めており、本年夏までに検討結果をとりまとめ、戦略会議に提言していく予定。</td><td>国の権限・事務の道への移譲（関係する法律・省令を改正）</td><td>【メリット】
・　地域の実情に応じた業務の提供ができる
・　住民の利便性の向上

【デメリット】
・　道が現在所管していない事務の移譲を受ける際は、それ相当の財源や人材が一体的に道に移譲されることが必要</td><td></td><td>総政）
地域主権局</td><td>3405H</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td colspan="5">（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）
<table><tr><th>論　点　（　発　言　要　旨　）</th><th>対　応　方　向</th></tr><tr><td>（２７３「道路・河川に係る権限移譲」と合わせて議論）

○　国の出先機関の権限・事務移譲全般まで考えるべきだが、財源や人員など、検討すべき課題が多い。
○　国の出先機関の権限・事務移譲について、国において本年夏までに方向性を取りまとめるとしており、国の動向を見極めるべき。</td><td>○　国の出先機関の権限・事務移譲などの動向を見極めることとし、本件提案について、本委員会としては、当面取り扱わないこととする。</td></tr></table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>中分類
〈小分類〉</th><th>細分類</th><th>概　　要</th><th colspan="2">提案数</th><th>事実関係等の整理</th><th>実現するために
考えられる手法</th><th>実現した場合に考えられる
メリット・デメリット</th><th>摘　要</th><th>関係
部課</th><th>個票
番号</th></tr>
<tr><td>H

地域活性化
＜その他＞</td><td>２８１
ポストバス
（過疎地域における自動車運送の貨客混載）</td><td>自動車輸送の貨客混載を認め、過疎地域の足を確保する。

日本ではバスに小荷物の運搬を託すことが認められているが、貨物が主のところに旅客を乗せることは認められていない。
荷物と人を一緒に運ぶことができれば、過疎地での地域の足を確保することができ、福祉、環境、観光等で様々なメリットが生まれる。具体的には、郵便輸送、宅配便、コンビニのトラック輸送等を想定。

なお、スイスやイギリスには「ポストバス」と呼ばれる郵便輸送と旅客輸送を一体化した輸送システムがある。</td><td>1</td><td>1</td><td>（貨客混載について）
・　道路運送法により、有償で旅客輸送を行う場合は、一般旅客自動車運送業としての許可を国土交通大臣に受けなければならないとされている。
・　一方、貨物自動車運送事業者は、災害などの場合を除き、有償で旅客の運送をしてはならないとされている。

（郵便物の輸送について）
・　郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、専ら郵便物の運送等に使用している車両に、郵便取扱員以外のものを乗せてはならないとされている。
・　なお、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされている（他県で実例あり）

〇道路運送法
（一般旅客自動車運送業の許可）
第四条　一般旅客自動車運送業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
（郵便物等の運送）
第八十二条　一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。
（有償旅客運送の禁止）
第八十三条　貨物自動車運送事業を経営する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

〇郵便物運送委託法
（郵便船車室等の使用制限）
第十四条　何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。</td><td>道路運送法の改正
（貨物自動車による有償旅客輸送を実現）

郵便物運送委託法の改正
（郵便自動車による有償旅客輸送を実現）</td><td>【メリット】
・過疎地域など不採算路線における公共交通の確保が可能。

【デメリット】
・利用者の安全確保がなされない。
・貨客同時輸送が可能な新車両の導入にコストがかかる。
・事業自体に対する需要が不明。（貨物事業者からの要望は無い）</td><td></td><td>総政）
地域
交通課</td><td>1411H</td></tr>
<tr><td colspan="10">（第３６回提案検討委員会における分野別審議の論点整理）
<table><tr><th>論　点　（　発　言　要　旨　）</th><th>対　応　方　向</th></tr><tr><td>〇　郵便車や宅配便など小型の車両で旅客を運ぶことができれば、過疎地などでニーズがあるのではないか。安全に旅客を運ぶためにいろいろと条件を整える必要があるだろうが、検討すべき。
〇　旅客混載については、栗山町で実証実験をしたことがあるので、そうした事例も調べるべき。</td><td>〇　事務局において道内の事例調査や日本郵政へのヒアリングなどを行い、次回（第３７回）委員会において、本件提案の取り扱いについて決定することとする。</td></tr></table></td></tr>
</table>

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数		事実関係等の整理	実現するために 考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘　要	関係 部課	個票 番号
				重複 除く						
Ｈ 地域活性化〈その他〉	２８２ 国庫補助を受けた公共施設の転用に係る例外	国庫補助を受けた公共施設を他用途に転用すると補助金を返還させられることから、少子高齢化等当初予想できなかった情勢の変動によるものについては、補助金返還に係る適用除外の措置を設ける。	1	1	・　国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が交付目的や耐用年数等を勘案して定める期間を経過した場合は、この限りではないとしている。 ・　しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていた。 ・　地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、国は、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において次のとおり定め、各省庁において、補助対象財産の処分の承認基準の見直しを行った。 10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、有償譲渡の場合を除き、国庫納付も求めない。 （10年を経過した補助対象施設） ・　10年を経過した補助対象施設については、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 （10年未満である補助対象施設） ・　10年未満である補助対象施設であっても、以下の場合は、転用・譲渡等が可能であり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。 ①市町村合併に伴う財産処分 ②地域再生法に基づいて市町村が策定する「地域再生計画」に、支援措置として「補助対象施設の有効活用」を登載し、内閣総理大臣の認定を受けたもの（道内５２市町村で地域再生計画が認定。うち１６市町村で「補助対象施設の有効活用」を登載。） （有償譲渡又は有償貸付の場合） ・　有償譲渡又は有償貸付の場合は、残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数）に応じた補助金相当額を国庫に納付することが求められる。 （※　総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20年4月30日総官会第790号）、厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日会発第0417001号）、文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（平成20年6月16日20文科会第189号）など）	補助金等適正化法及び施行令を改正（財産処分の要件の緩和）	【メリット】 ・地方自治体の判断により、情勢変化に即応して、公共財産の有効活用が図られる。 【デメリット】 ・当初の設置目的に関わらず、安易な転用や譲渡が可能となり、国の補助金の無駄使いや自治体側の財政規律に緩みにつながるおそれがある。		総政） 地域主権局	1406H 4401H

大分類	Ｊ　福祉

中分類 〈小分類〉	細分類	概　　要	提案数	重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘　要	関係部課	個票番号
Ｊ 福祉 ＜福祉＞	２８３ 地域通貨を利用した社会福祉に係る給付	単年度で失効する地域通貨により社会福祉における給付を実施する。 現行の社会福祉における給付の問題点としては、法定通貨でサービス事業者に支払われるため、道外に資金流出する。地域通貨で給付することで、資金の流れを把握することができ、効果的な資金配分が可能となる。	1	1	（地域通貨について） 地域通貨は、特定の地域コミュニティの中で流通する価値媒体であり、ボランティアや地域活動などの価値を「可視化」して、そうした価値の流通や交換を促進する効果があると言われている。		【メリット】 ・　地域経済の活性化に寄与する可能性		総政） 地域主権局	3407J
					（社会福祉に係る各種給付制度については、関係法令に基づき、各種サービスや医療が法定給付として行われているところであるが、ここでは生活保護制度について、事実関係等を整理する。） 生活保護制度の保護のうち、生活扶助や住宅扶助などは法定通貨による金銭給付を原則とし、医療扶助と介護扶助は医療機関等に委託して行う現物給付を原則としている。 生活保護法 第31条　生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第33条　住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条　医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略） 第34条の2　介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下略）	生活保護法等の改正 （地域通貨による給付を可能にする）	【デメリット】 ・　生活保護受給者側のメリットがない。 （地域内、道内での使用に限られた地域通貨は、生活保護受給者に対して、必要以上の行動制限を行うことになるのではないかと考えられる。） （単年度で失効する地域通貨とした場合、年度末に給付された地域通貨の使用について不安がある。） （事業実施主体である道や市が地域通貨で支払うためには、サービスなどを行う各事業者からの承諾を得なければならない。）		保） 総務課	

資　料　3

分野別審議資料
（前回からの継続案件）

○　携帯型心電計に関する使用制限緩和 ---------- 1

○　地域観光の振興 ---------- １４

○　地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例 ------ ２３

○　認定ＮＰＯ法人制度の認定要件 ---------- ２９

○　ＮＰＯバンク支援 ---------- ３９

○　ポストバス ---------- ４７

○　国庫補助を受けた公共施設の転用 ---------- ５４

○　地域通貨を利用した社会福祉に係る給付 ---------- ５８

携帯型心電計に関する使用制限緩和について

1　携帯型心電計について

・　心臓の健康管理を図るため、自分で簡単に心電図測定ができる「携帯型心電計」が開発され、厚生労働省から医療用具の承認を受け、市販されている。
・　この「携帯型心電計」で自分の心電図を測定し、電話回線でデータを送信し、測定結果が心電図になって本人に届けられるというシステムも開発されている。
・　この「携帯型心電計」は自ら使用することを予定しているものであり、これを他者に対して使用すると、「医行為」である心電図検査にあたると解されている。

2　「医行為」について

（医業、医行為とは）
・　医業とは「当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、または危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思を持って行うこと」と解されている。
・　医師でなければ、医業をなしてはならないとされている。（医師法第１７条）

（心電図検査を行うことができる者）
・　医師は、医業として、心電図検査を行うことができる。
・　看護師は、診療の補助として、心電図検査を行うことができる。
　（保健師助産師看護師法第５条）
・　臨床検査技師は、厚生労働省令で定める生理学的検査として、心電図検査を行うことができる。（臨床検査技師等法施行規則第１条）

（介護現場等における医行為の解釈）
・　近年の医学・医療機器の進歩や、医療・介護サービスの提供の在り方などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、「医行為」にあたるか判断に疑義が生じることの多い行為で、原則として「医行為」ではないと考えられるものが通知により示されている。（平成１７年７月２６日厚生労働省医政局長通知）
　・　体温計による体温計測　　・　自動血圧測定器による血圧測定
　・　軽微な切り傷、擦り傷、やけど等の簡易な処置
　・　爪切り、歯磨き、耳垢の除去　　など

（参考）
※　特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアについて
・　厚生労働省では、有識者による「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」を設置し、医行為と解される「口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養」について、特別養護老人ホームにおいて、医師・看護職員との連携の下で、研修を受けた介護職員が実施することは可能である旨の検討結果を取りまとめた。（平成２２年３月２６日）
・　この検討結果を受けて、厚生労働省では、特別養護老人ホームでの介護職員による口腔内のたんの吸引及び胃ろうによる経管栄養について、標準的手順や条件等を示した通知が発出された。（平成２２年４月１日厚生労働省医政局長通知）

■医師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百一号）

第十七条　医師でなければ、医業をなしてはならない。

■保健師助産師看護師法（昭和二十三年七月三十日法律第二百三号）

第五条　この法律において「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

第六条　この法律において「准看護師」とは、都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者をいう。

第三十一条　看護師でない者は、第五条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。
2　保健師及び助産師は、前項の規定にかかわらず、第５条に規定する業を行うことができる。

第三十二条　准看護師でない者は、第六条に規定する業をしてはならない。ただし、医師法又は歯科医師法の規定に基づいて行う場合は、この限りでない。

第三十七条　保健師、助産師、看護師又は准看護師は、主治の医師又は歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授与し、医薬品について指示をしその他医師又は歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。ただし、臨時応急の手当をし、又は助産師がへその緒を切り、浣腸を施しその他助産師の業務に当然に付随する行為をする場合は、この限りでない。

■臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年四月二十三日法律第七十六号）

第二条　この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

第二十条の二　臨床検査技師は、保健師助産師看護師法第三十一条第１項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として採血（医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて行うものに限る。）及び第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とすることができる。

■臨床検査技師等に関する法律施行規則

第一条 臨床検査技師等に関する法律（以下「法」という。）第二条の厚生労働省令で定める生理学的検査は、次に掲げる検査とする。
一　心電図検査（体表誘導によるものに限る。）
（以下、略）

CARD GUARD
Scientific Survival LTD.

あなたの心臓、震えていませんか？

ハートケア心電図サービスのお知らせ 会員制

自分の健康は、
自分で守る時代です。
末永く健康を維持するために、
今すぐ、ハートケア心電図サービスに
ご入会ください。●

ご自分で簡単にできる心臓の健康管理。それが、「ハートケア心電図サービス」です。

定期的な心電図検査は、異常の早期発見や病気の未然防止につながります。
「少しは気になるけれど、病院に行くほどでもない」
「心臓の持病があるので、異常があればすぐに察知したい」
そのような場合に、気軽で簡単に測定できる心電図サービスです。
ぜひ、みなさまの健康な暮らしのためにお役立てください。

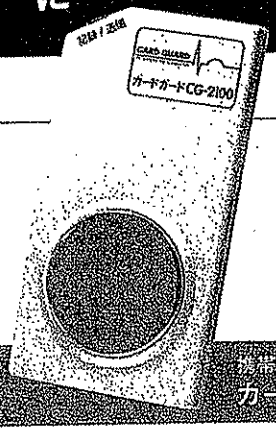

入会された方には、
心電計を無料で貸し出しいたします。

- 手のひらサイズで携帯に便利。
- 時間や場所を選ばず簡単に心電図が測定できます。
- どこからでもハートケアセンターに伝送できます。

携帯用小型心電計
カード・カード CG-2100
重量:55g／長さ:105mm／幅:55mm／厚さ:8mm
医療用具承認番号:20800BZY00935000

心電図測定サービスの流れ

ご自分で心電図を測定
定期的に、または自覚症状があるときに、時間や場所を選ばずに簡単に心電図を測定できます。

←…

電話でデータを送信
ハートケアセンターへ電話で計測データを送信します。心電計の簡単な操作だけで、素早く送信できます。

←…

解析結果を受け取る
センターへ送信したデータは自動解析システムで分析され、解析結果がファックスまたはEメールで届きます。

●詳しくは裏面をご覧ください。

医政発第0726005号
平成１７年7月２６日

各都道府県知事　殿

厚生労働省医政局長

医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条の解釈について（通知）

医師、歯科医師、看護師等の免許を有さない者による医業（歯科医業を含む。以下同じ。）は、医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条その他の関係法規によって禁止されている。ここにいう「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

ある行為が医行為であるか否かについては、個々の行為の態様に応じ個別具体的に判断する必要がある。しかし、近年の疾病構造の変化、国民の間の医療に関する知識の向上、医学・医療機器の進歩、医療・介護サービスの提供の在り方の変化などを背景に、高齢者介護や障害者介護の現場等において、医師、看護師等の免許を有さない者が業として行うことを禁止されている「医行為」の範囲が不必要に拡大解釈されているとの声も聞かれるところである。

このため、医療機関以外の高齢者介護・障害者介護の現場等において判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを別紙の通り列挙したので、医師、看護師等の医療に関する免許を有しない者が行うことが適切か否か判断する際の参考とされたい。

なお、当然のこととして、これらの行為についても、高齢者介護や障害者介護の現場等において安全に行われるべきものであることを申し添える。

（別紙）

1　水銀体温計・電子体温計により腋下で体温を計測すること、及び耳式電子体温計により外耳道で体温を測定すること

2　自動血圧測定器により血圧を測定すること

3　新生児以外の者であって入院治療の必要がないものに対して、動脈血酸素飽和度を測定するため、パルスオキシメータを装着すること

4　軽微な切り傷、擦り傷、やけど等について、専門的な判断や技術を必要としない処置をすること（汚物で汚れたガーゼの交換を含む。）

5　患者の状態が以下の３条件を満たしていることを医師、歯科医師又は看護職員が確認し、これらの免許を有しない者による医薬品の使用の介助ができることを本人又は家族に伝えている場合に、事前の本人又は家族の具体的な依頼に基づき、医師の処方を受け、あらかじめ薬袋等により患者ごとに区分し授与された医薬品について、医師又は歯科医師の処方及び薬剤師の服薬指導の上、看護職員の保健指導・助言を遵守した医薬品の使用を介助すること。具体的には、皮膚への軟膏の塗布（褥瘡の処置を除く。）、皮膚への湿布の貼付、点眼薬の点眼、一包化された内用薬の内服（舌下錠の使用も含む）、肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧を介助すること。

①　患者が入院・入所して治療する必要がなく容態が安定していること

②　副作用の危険性や投薬量の調整等のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が必要である場合ではないこと

③　内用薬については誤嚥の可能性、坐薬については肛門からの出血の可能性など、当該医薬品の使用の方法そのものについて専門的な配慮が必要な場合ではないこと

注１　以下に掲げる行為も、原則として、医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条の規制の対象とする必要がないものであると考えられる。

①　爪そのものに異常がなく、爪の周囲の皮膚にも化膿や炎症がなく、かつ、糖尿病等の疾患に伴う専門的な管理が必要でない場合に、その爪を爪切りで切ること及び爪ヤスリでやすりがけすること

② 重度の歯周病等がない場合の日常的な口腔内の刷掃・清拭において、歯ブラシや綿棒又は巻き綿子などを用いて、歯、口腔粘膜、舌に付着している汚れを取り除き、清潔にすること

③ 耳垢を除去すること（耳垢塞栓の除去を除く）

④ ストマ装具のパウチにたまった排泄物を捨てること。（肌に接着したパウチの取り替えを除く。）

⑤ 自己導尿を補助するため、カテーテルの準備、体位の保持などを行うこと

⑥ 市販のディスポーザブルグリセリン浣腸器（※）を用いて浣腸すること

※ 挿入部の長さが５から６センチメートル程度以内、グリセリン濃度５０％、成人用の場合で４０グラム程度以下、６歳から１２歳未満の小児用の場合で２０グラム程度以下、１歳から６歳未満の幼児用の場合で１０グラム程度以下の容量のもの

注２ 上記１から５まで及び注１に掲げる行為は、原則として医行為又は医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条の規制の対象とする必要があるものでないと考えられるものであるが、病状が不安定であること等により専門的な管理が必要な場合には、医行為であるとされる場合もあり得る。このため、介護サービス事業者等はサービス担当者会議の開催時等に、必要に応じて、医師、歯科医師又は看護職員に対して、そうした専門的な管理が必要な状態であるかどうか確認することが考えられる。さらに、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師、歯科医師又は看護職員に連絡を行う等の必要な措置を速やかに講じる必要がある。

また、上記１から３までに掲げる行為によって測定された数値を基に投薬の要否など医学的な判断を行うことは医行為であり、事前に示された数値の範囲外の異常値が測定された場合には医師、歯科医師又は看護職員に報告するべきものである。

注３ 上記１から５まで及び注１に掲げる行為は原則として医行為又は医師法第１７条、歯科医師法第１７条及び保健師助産師看護師法第３１条の規制の対象とする必要があるものではないと考えられるものであるが、業として行う場合には実施者に対して一定の研修や訓練が行われることが望ましいことは当然であり、

介護サービス等の場で就労する者の研修の必要性を否定するものではない。
また、介護サービスの事業者等は、事業遂行上、安全にこれらの行為が行われるよう監督することが求められる。

注４　今回の整理はあくまでも医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等の解釈に関するものであり、事故が起きた場合の刑法、民法等の法律の規定による刑事上・民事上の責任は別途判断されるべきものである。

注５　上記１から５まで及び注１に掲げる行為について、看護職員による実施計画が立てられている場合は、具体的な手技や方法をその計画に基づいて行うとともに、その結果について報告、相談することにより密接な連携を図るべきである。上記５に掲げる医薬品の使用の介助が福祉施設等において行われる場合には、看護職員によって実施されることが望ましく、また、その配置がある場合には、その指導の下で実施されるべきである。

注６　上記４は、切り傷、擦り傷、やけど等に対する応急手当を行うことを否定するものではない。

たん吸引、特養で解禁

厚労省 研修受けた介護職員に

厚生労働省は25日、原則として医師や看護師にしか認められていない医療行為のうち、たん吸引などについて、特別養護老人ホーム（特養）の介護職員に一定の条件下で認めることを決めた。近く局長通知を出し、5月にも研修を始める予定。

医師らによる同省の検討会が同日、研修を受けるなど看護師と連携して実施すれば、違法にはあたらないとする報告書を大筋で取りまとめた。解禁されるのは、口の中のたんや唾液などを機械で吸い出す「吸引」と、胃に通したチューブから流動食を入れる「経管栄養」。この二つは医療行為と解釈され、医師らにしか認められていない。ただ、比較的危険性が低く、1日に何度も実施する必要があることから、自宅で家族が行う場合は違法とされない。2005年には、研修を受けたヘルパーが在宅でたん吸引することが解禁されている。

特養など施設の入居者の高齢化が進み、たん吸引などを必要とする人が増加。夜間に看護師を置けない特養から入所拒否されるケースも出て、介護職員が実施しても問題がないか検討されてきた。

同検討会は昨年9～12月、全国125の特養でモデル事業を実施。その結果、手順を忘れたり、間違ったチューブを装着しそうになったりした事例が計274件あった。嘔吐を招いたケースもあったが、救急車を呼ぶほどの事案はなかったとして、検討会は「おおむね安全」と判断した。

実施には入所者の同意、研修のほか、医師の指示のもと看護職員との連携が必要。今回の解禁で、入所者の自己負担が増えることはない。グループホームなど他の施設について、厚労省は「今後の検討課題」としている。

'10. 3. 26(金)

朝日新聞

特養ホーム

現場「一歩前進だが…」

介護職員の「たん吸引」「胃ろう」容認

医師や看護師にしか認められていない、医療行為のたんの吸引や経管栄養を、特別養護老人ホームの介護職員に例外的に認めることを厚生労働省が決めたことを受け、現場からはさまざまな声があがっている。「一歩前進」と評価する一方、「現行の配置基準では看護師が足りず、その根本的な解決策にはならない」という批判も根強い。（古川有子）

厚労省が特養ホームの介護職員の実施を認めた医療行為は、たんの吸引と、腹部に開けた穴から管を通して栄養剤を注入する「胃ろう」。4月1日付で各都道府県知事あてに通知を出し、①入所者の同意を得る②看護職員の指示のもと連携して行う③看護師らによる指導や研修を行う―などの条件を満たすことを前提に認めた。

札幌市豊平区の特養ホーム「コスモス苑」の山本斉施設長は「介護職員も対応できるようになれば、胃ろうがネックになっていた人も受け入れやすくなるかもしれない。施設の態勢としては助かる」と歓迎する。

同市中央区の特養ホームに勤める介護福祉士の男性も「とりあえず、一歩前進ではある」と受け止める。同施設では国の基準を上回る看護師を配置しているが、夜間は常駐していない。このため、夜間は必要に応じて介護職員がたんの吸引を行っていた。

男性は「（たん吸引などを）違法であると意識しながらやるよりは、後ろめたい気持ちがなくなり、いいかもしれない」。しかし、根本的な問題は今回の決定では解決されないとも感じている。

高齢化や療養病床の削減などで、医療的ケアが必要な人が増えている。施設でみとるケースもあり、「看護師の必要度は高くなっている。配置基準そのものを実態に即して見直すべきではないか」と男性は話す。

同市厚別区の特養ホーム「かりぷ・あつべつ」の石井秀夫施設長も「人員基準は実態と乖離している」と指摘する。同施設には胃ろうの入所者が11人いる。常勤の看護師は基準の3倍の9人。しかし「それでも足りない」のが実態という。

入所者の平均要介護度は4・2。3、4年前は3・8だった。介護度の高い人や、末期がんなど医療の必要度の高い入所者が増えているためだ。介護報酬を増やして看護師の配置基準を引き上げるべきで、石井施設長は「足りないから（医療行為を）介護職員にやらせるというのは筋違いだ」と批判する。

安全性の担保にも疑問の声がある。厚労省の通知では、介護職員に対する研修の具体的な内容や時間数は明確にされておらず、実質、各施設任せの状態だからだ。

道介護福祉士会の小泉昭江会長は、個人の見解としたうえで「入所者の不安や負担にならないように、一定の基準は必要ではないか」と話す。

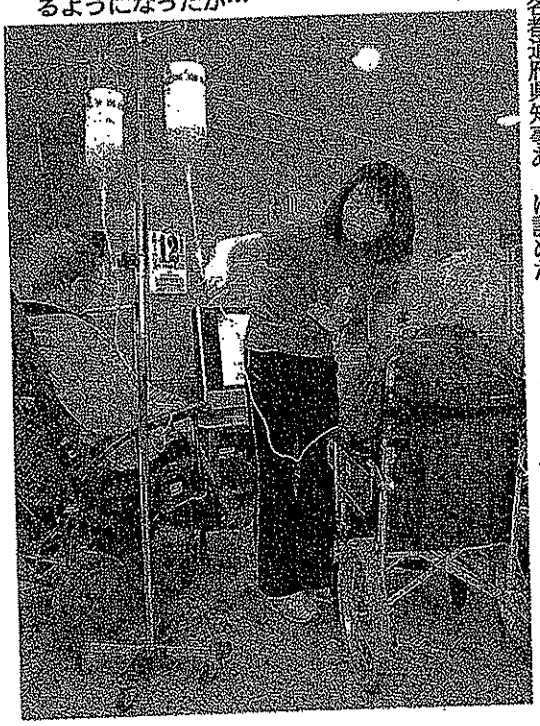

特養ホームで、入所者の胃ろうの処置を行う看護師。一定の条件下で介護職員も行えるようになったが…

医療ケアの必要な入所者増加

「看護師配置基準の見直しを」

'10. 4. 15 (木) 北海道新聞

遠隔医療について

1　遠隔医療とは

（遠隔医療の内容）

・　遠隔医療の内容には、遠隔診療（医療行為又は医師による行為（相談等））と、健康や介護、見守り、指導・教育など、直接的な医療行為にはならないものとがある。

○厚労省
「映像を含む患者情報の伝送に基づいて遠隔地から診断、指示などの医療行為及び医療に関連する行為を行なうこと。」
○日本遠隔医療学会
「通信技術を活用した健康増進、医療、介護に資する行為。」
（厚労省と比べて健康・介護等、医療行為以外を含むという点で、より拡張した定義）

（遠隔医療の位置づけ）

・　診療は、医師又は歯科医師と患者が直接対面して行われることが基本であり、遠隔診療は、あくまで直接の対面診療を補完するものとして行うべきもの。

・　遠隔診療のうち、医療機関と医師又は歯科医師相互間で行われる遠隔診療については、医師又は歯科医師が患者と対面して診療を行うものであり、医師法第二〇条及び歯科医師法第二〇条（以下「医師法第二〇条等」という。）との関係の問題は生じない。

・　直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第二〇条等に抵触するものではない。
（遠隔診療の適正な実施のための留意事項が下記のとおり示されている。）

（厚労省「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」
（健政発第 1075 号平成 9 年 12 月 24 日））

・　遠隔診療適正実施のための留意事項
（厚労省「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の一部改正について（医政発第 0331020 号平成 15 年 3 月 31 日））

(1) 初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること。
(2) 直接の対面診療を行うことができる場合や他の医療機関と連携することにより直接の対面診療を行うことができる場合には、これによること。
(3) (1) 及び (2) にかかわらず、次に掲げる場合において、患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、直接の対面診療と適切に組み合わせて行われるときは、遠隔診療によっても差し支えないこと。
ア　直接の対面診療を行うことが困難である場合（例えば、離島、へき地の患者の場合など往診又は来診に相当な長時間を要したり、危険を伴うなどの困難があり、遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合）
イ　アに準ずる場合であって、直近まで相当期間にわたって診療を継続してきた慢性期疾患の患者など病状が安定している患者に対し、別表に掲げる遠隔診療など遠隔診療を行うことにより患者の療養環境の向上が認められるものについて、患者の病状急変時等の連絡・対応体制を確保した上で、行うとき
別表：在宅酸素療法を行っている患者、在宅難病患者、在宅糖尿病患者、在宅喘息患者、在宅高血圧患者、在宅アトピー性皮膚炎患者、褥瘡のある在宅療養患者

医師法　第 20 条
医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後 24 時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

別紙 1

北海道の提案概要（遠隔医療モデルプロジェクト）

旭川医科大学病院遠隔医療センターが既に実施している拠点病院間との遠隔医療を地方病院や診療所等にまで拡大し、全国展開が可能な遠隔医療モデルを確立する。さらに、遠隔医療支援システムの普及促進を目指し、同システムの汎用化・標準化を行う。

実施内容

1 接続先

旭川医科大学病院遠隔医療センター、9病院、1診療所、在宅患者

2 検証内容等

① 遠隔医療支援システムに求められる性能的・機能的要件の調査

② 地方病院や診療所に拡大した場合の有効性や実用性の検証するほか、画像伝送等に基づく遠隔診断支援や在宅療養支援の有効性・実用性の検証や医師や患者の満足度の評価

③ 遠隔医療が患者、医療機関、地域にもたらす効果を経済面から検証

④ 支援側の医師（専門医）の経験年数と効果の関係や、支援を依頼する医療機関側の検査機器等の設備・環境と効果の関係などの調査

事業イメージ

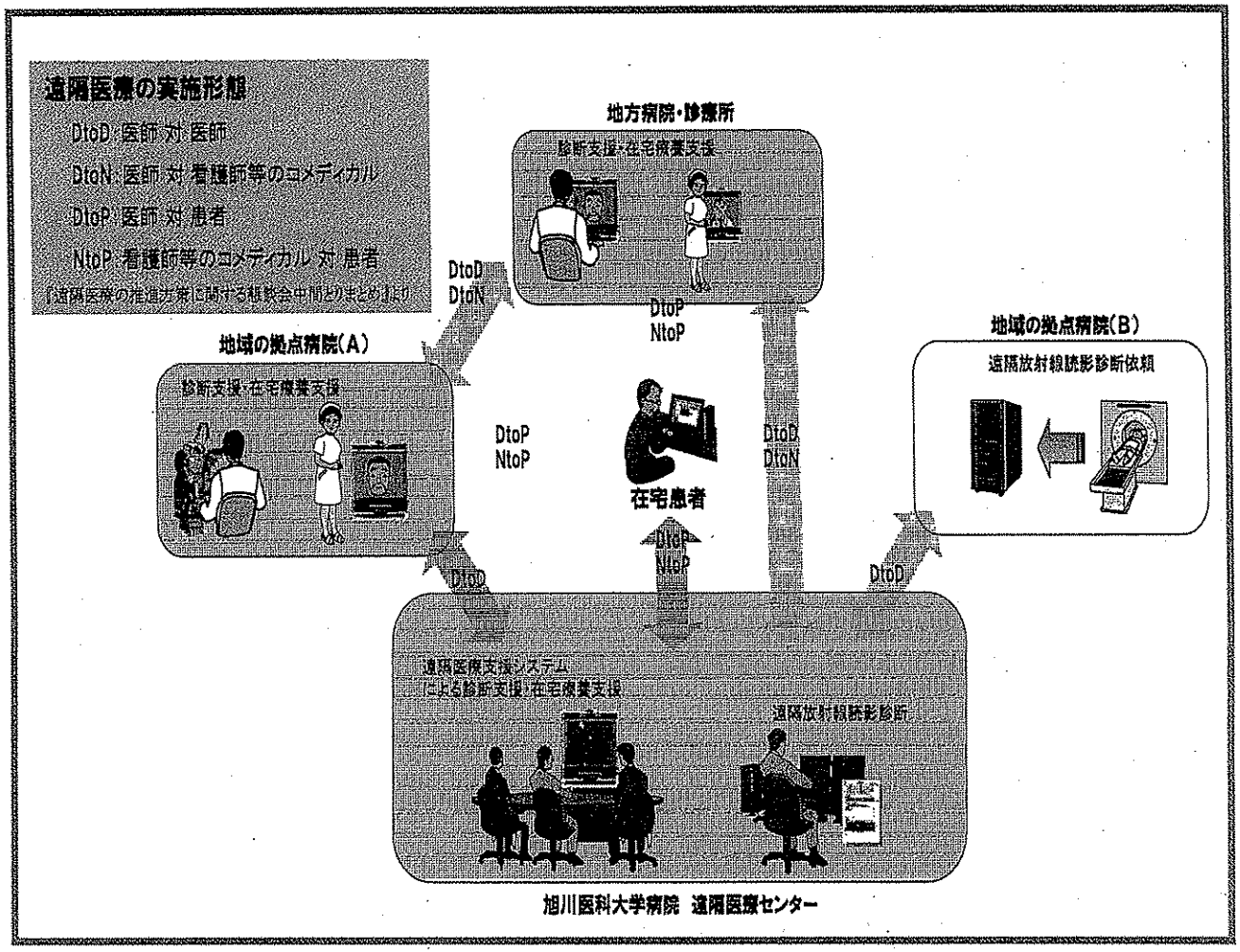

第37回委員会追加資料

医療の現場

遠隔で過疎地救う

第1部 苦境と向き合う ②

手術助言で成功、救急にも

「良い経過だと思います。仕事は続けてますか。踏ん張るような運動はしないでくださいね」。心臓手術をした60代の男性患者に対し、注意事項などを確認する留萌市立病院の医師。患者は約50キロメートル離れた道立羽幌病院で、留萌の医師からの助言に耳を傾けている。

今年4月、両病院を結んだ遠隔医療が始まった。専用の画像端末を置き、電話回線で互いの映像や音声をリアルタイムで送受信した。ITの活用で患者が遠方の病院に出かけたり、逆に医師が出張したりする手間が省ける。留萌市立病院の笹川裕院長は「医療圏の広い地域で力を発揮する」と指摘する。

道内での遠隔医療の取り組みは1994年にさかのぼる。旭川医科大学が約200キロメートル離れた余市協会病院とを結び眼科の手術をしたのが始まりだ。余市の手術室で写した眼球の映像が総合デジタル通信網（ISDN）回線経由で同時に旭川に届き、専門医が専用ボードを使って患部を指摘。実際に執刀する医師に適切な助言をタイミング良く与えて成功させた。

同大は羽幌―留萌の取り組みにも参加している。こうした取り組みを主導したのが現在、学長を務める吉田晃敏医師だ。現在では国内唯一の遠隔医療センターを持ち、吉田学長はセンター長も兼務している。

地域格差を解消

遠隔医療の利点は「高度な医療がへき地でも受けられ、医療格差を解消できる。医師不足の即効薬だ」（吉田学長）。

例えばがん手術の場合、患部の範囲を正確に把握するために細胞の病理診断をしなければならないが、医師不足のへき地では専門医を抱えられないことが多い。遠隔医療で手術中に採取した患部の分析画像を旭川医大に送って診断してもらい、地域の医療機関で手術する事例もある。

同大によると患者負担や医療費の削減効果などが眼科だけで13億円に上るとの試算もある。今では道内47の医療機関に加え、中国など海外3カ国とも連携。遠隔地の専門医がアドバイスしながらの手術は10年以上、積み重ねられてきた。

救急でも遠隔医療は効果を発揮するとして、導入が広がり始めた。

羽幌―留萌では救急搬送でも連携する。羽幌町

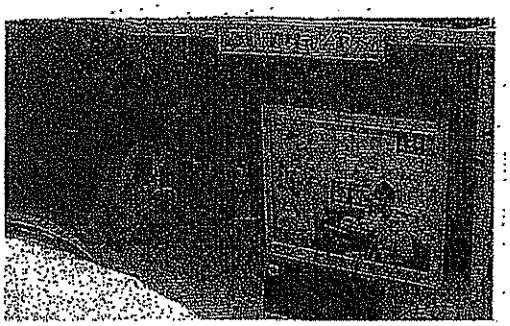

画面を通して道立羽幌病院の患者と話す留萌市立病院の医師㊧

▼遠隔医療　離れた場所にいる医師が、ITを活用して患者を診察する。安全性などを考慮し、対面での診察のみを原則として診療行為と認定。X線写真を診て判断するなど一部についてのみ上乗せした診療報酬が認められている。

内の脳卒中患者はいったん羽幌病院に搬送するのが原則だが、そこから専門医のいる留萌まで運ぶと1時間ほどかかる。遠隔医療で留萌市立病院の専門家が診断することで「早期の治療が可能」（笹川院長）と話す。

カルテ、患者管理

患者と医療機関のやりとりのIT化にも並行して取り組んできた。旭川医大は病院と患者宅を電話回線で結ぶ専用端末を開発。患者が自宅で測った血圧を自動で記録するシステムも備え、患者と医師のコミュニケーションに役立てている。

さらに医療機関ごとに保管している患者のカルテを、患者自身が携帯電話で簡単に管理できるようなシステムをソフトバンク子会社と08年に開発し、患者の利便性を高めている。

技術だけなら、近い将来には、遠くの医師が遠隔操作で執刀するといったことも可能になる。

ただ、システム構築などを担当する旭川医大の守屋潔特任教授は「患者と現場で向き合う医師がいることが大原則。ITはそのサポートとして活用する」と断言する。「ようやく実証から実用段階に入った」（吉田学長）という遠隔医療は、広大な大地のもとで普及に向けた取り組みが続く。

'10. 5. 26(水)
日本経済新聞

現行制度における「携帯型心電計」使用に関する制限
（遠隔医療のケース含む）

	ケース	使用の可否	理由
A	在宅患者が自ら使用する場合	○	・患者自らの使用は可
B	介護福祉士が在宅患者に使用する場合	×	・医行為（心電図検査）にあたり、不可
C	医師の指示のもと、介護福祉士が在宅患者に使用する場合	×	・医行為（診療の補助）にあたり、不可
D	（遠隔医療） 通信システム 在宅患者（自ら使用）―――病院医師 指示	○	・医師の遠隔医療は可 ・患者自らの使用は可
E	（遠隔医療） 通信システム 在宅患者―――病院医師 ↑ 介護福祉士（使用補助） 指示	×	・医師の遠隔医療は可だが、介護福祉士の患者への使用は医行為（診療の補助）にあたるので不可

⇩

使用可能にするためには、
介護福祉士の業務拡大が必要

地域観光の振興について

1　旅行業登録制度について

・　旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務（運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること）を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。
・　旅行業の登録を受けるには、営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格者を選任し、一定の財産的基礎（基準資産）を有することが必要である。
・　また、旅行者（消費者）の債権保護のため、登録後に一定額の営業保証金の供託又は旅行業協会への弁済業務保証金分担金の納付が義務づけられている。
・　旅行業者の種別は３種類あり、それぞれ業務範囲が決められており、種別ごとに、必要な基準資産、営業保証金等も定められている。

（旅行業の種別）
・　第１種旅行業（長官登録）～全ての旅行業務が可能
・　第２種旅行業（知事登録）～海外の募集型企画旅行を除く旅行業務
・　第３種旅行業（知事登録）～受注型企画旅行、海外・国内の手配旅行、他社代売
　※平成 19 年 5 月の制度改正により、第３種旅行業者について、一つの企画旅行ごとに自らの営業所の存する市町村及び隣接する市町村の区域内において実施される募集型企画旅行は取り扱い可能となった。（ただし、旅行代金は、申込金（旅行代金の 20 ％以内）を除き、旅行開始日より前に受け取ってはならないとされている）

（基準資産）
・　登録・更新の際に必要な基準資産額
　第１種：３，０００万円　第２種：７００万円　第３種：３００万円
（営業保証金）
・　新規に登録した際に法務局に供託する営業保証金（最低額）
　第１種：７，０００万円　第２種：１，１００万円　第３種：３００万円

2　レンタカーによる旅客運送について

・　道路運送法では、有償で旅客の運送を行う場合は、国土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けなければならない。
・　レンタカーを含めて、事業用自動車以外の自動車での有償旅客輸送は認められていない。（法令上認められている「自家用有償旅客運送」は、市町村運営有償運送、過疎地有償運送、福祉有償運送の３種のみ）

旅行業登録制度の概要

1　旅行業の登録

旅行業法では　①報酬を得て　②旅行業務を取り扱い　③事業として行う者は、国土交通大臣又は都道府県知事の登録を受けなければならないと定められています。

※旅行業務とは‥‥運送・宿泊サービスの代理・媒介等をすること

該当しないもの：運送・宿泊以外のサービスのみを旅行者に提供するもの
（プレイガイド、ガイド等）
運送事業者が行う日帰旅行
運送機関の代理人として発券する業務のみを行う場合
（航空運送代理店、バス等回数券販売所）　など

2　旅行業の種別

・第１種旅行業‥‥海外・国内の募集型企画旅行、受注型企画旅行、海外・国内の手配旅行、他社代売を実施するもの

・第２種旅行業‥‥国内の募集型企画旅行、受注型企画旅行、海外・国内の手配、他社代売を実施するもの

・第３種旅行業‥‥国内の募集型企画旅行（区域限定かつ当日払）、受注型企画旅行、海外国内の手配・他社代売を実施するもの

・旅行業者代理業‥‥契約する旅行業者（１社）を代理して、旅行業務を実施するもの

※募集型企画旅行‥‥旅行業者が、旅行者の募集のためにあらかじめ旅行の計画を作成するもの

受注型企画旅行‥‥旅行業者が、旅行者からの依頼により旅行計画を作成するもの

3　基準資産

旅行業(旅行業者代理業は除く)を登録(更新・変更登録を含む)するものは基準資産が必要

第１種旅行業‥‥３，０００万円
第２種旅行業‥‥　　７００万円
第３種旅行業‥‥　　３００万円

※基準資産＝資産合計－（負債合計＋不良資産）－営業保証金又は弁済業務保証金分担金

この計算で基準資産が満たない場合は、増資等の処置をとるか、資産又は負債の評価額が貸借対照表の価額と異なることが明確なときは、再評価額をもって計算(例：不動産等)

4　営業保証金・弁済業務保証金分担金

旅行業（旅行業者代理業は除く）を新規に登録した場合、登録通知を受けた日から１４日以内に法務局に営業保証金を供託しなければならない。

ただし、(社)日本旅行業協会又は(社)全国旅行業協会の入会承認を得ている場合は弁済業務保証金分担金を協会に納付することにより、営業保証金供託は不要となる。

営業保証金の額

第１種旅行業‥‥７，０００万円～
第２種旅行業‥‥１，１００万円～
第３種旅行業‥‥　　３００万円～
} すべて最低額、取引見込額に応じてスライド

※弁済業務保証金分担金の額は、営業保証金の５分の１の額となること。

5　旅行業務取扱管理者

旅行業（旅行業者代理業を含む）を登録する者は、営業所ごとに旅行業務取扱管理者の資格を有する者を選任しなければならない。

第１種旅行業	総合旅行業務取扱管理者
第２種旅行業	海外旅行業務(手配・代売)を行う場合は、総合旅行業務取扱管理者 国内旅行業務のみの場合は、国内旅行業務取扱管理者
第３種旅行業	
旅行業者代理業	

6　旅行業の有効期間
旅行業（旅行業者代理業を除く）の有効期間は５年とし、有効期間満了日の２ヵ月前までに、更新登録の手続が必要

7　登録に必要な申請書類
(1) 旅行業の新規登録申請書類
①登録申請書(1)　　(営業所が複数ある場合は申請書(2)を添付)
②定款または寄付行為（法人の場合）
③登記事項証明書（個人の場合は住民票）
④役員の欠落事由に該当しない旨の宣誓書　　（個人の場合は本人のみ）
⑤旅行業務に係る事業の計画
⑥旅行業務に係る事業の概要
⑦最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書(個人の場合は財産に関する調書)
及び資産負債の明細（確定申告書の写し等）
⑧旅行業務取扱管理者
選任一覧表、合格証または認定証の写し、履歴書、欠落事由に該当しない旨の宣誓書
⑨事故処理体制表
⑩旅行業約款
（⑪旅行業協会に加入する場合は入会承認書）

(2) 旅行業の更新登録申請書類
上記(1)の①～⑨の書類
⑩営業保証金供託書または弁済業務保証金分担金納付書の写し

(3) 旅行業者代理業
上記(1)の①～⑥及び⑧の書類及び代理業契約書の写し

8　登録行政庁（申請書提出先）
・第１種旅行業……　国土交通省（運輸局経由）
・第２種旅行業……　都道府県知事
・第３種旅行業……　都道府県知事
・旅行業者代理業……　都道府県知事

9　登録申請にあたって
・申請書及び記入要領は日本旅行業協会北海道支部又は全国旅行業協会北海道支部で販売しています。
（社）日本旅行業協会北海道支部
札幌市中央区北２条西２丁目　加森ビル７階　TEL ０１１－２５１－０５５８
FAX ０１１－２５１－４０７３

（社）全国旅行業協会北海道支部
札幌市中央区北１条西５丁目　北一条ビル７階　TEL ０１１－２４１－４０８９
FAX ０１１－２３２－２５９８

・北海道に主たる営業所を置く第２種・第３種・旅行業者代理業の申請書提出先は
〒０６０－８５８８
札幌市中央区北３条西６丁目　北海道経済部観光のくにづくり推進局主査（旅行業）
TEL 011-231-4111 (内線26-569)　FAX 011-232-4120

夏休み親子体験ふれあいツアー　美唄
（道立林業試験場・吉村ファーム）

ヒゲ博士と体験！みなさんも一日森や木の研究者！
とうもろこしの収穫体験も出来るよ！！

林業試験場の研究活動に参加しよう！

朝採り新鮮野菜の収穫体験！

■ 出 発 日　平成21年7月31日（金） 日帰り

■ 募集人員　40名様（最少催行人員20名様）

■ 旅行代金　大人 3，500円
子供 2，500円（小学生）
※先着順、定員になり次第締め切らせていただきます。

【旅行代金に含まれるもの】
●パンフレット内に明示された日程の交通費（バス代・高速代金）
●行程に明記された入場・体験料金●昼食（弁当代1食）●乗務員諸経費
●添乗員諸経費●保険料●消費税

■スケジュール表

日次	月日（曜）	行程	食事 朝	食事 昼	食事 夕
1	7／31（金）	（札幌駅北口 鐘の広場 8:00分 集合） 札幌駅北口＝＝＝＝札幌IC＝＝＝＝＝三笠IC＝＝＝林業試験場（樹木の学習） 8:30出発　9:30～12:30 ＝＝＝＝＝美唄グリーンツーリズム（朝採り新鮮野菜の収穫体験・お買い物）＝＝ （吉村ファーム） 12:40～15:00 ＝＝＝＝＝三笠IC＝＝＝＝札幌IC＝＝＝＝札幌駅北口 16:00頃到着	—	とりめしと旬の野菜などを使った名産弁当	—

※ 行程は、道路交通事情等により変更になる場合がございます。

■その他のご案内
※最終日程表は送付しません（当パンフレットが最終日程表となりますので、集合場所・時間をご確認の上、時間に遅れないようにご集合ください）

■ツアーのポイント

■北海道立林業試験場
木を「見て」「触って」「味わって」そして木の葉の香りにいやされよう～♪試験場の研究に参加し、木を観察したり，木の種類や利用の仕方などを学びましょう～♪

■美唄グリーンツーリズム（吉村ファーム）
恵まれた旬の「食」と「自然」の再発見！親子で楽しむ、やさしい農業のお話しと触れ合い、自己収穫した農産物の試食会でお楽しみいただきます。

【旅行企画・実施】　旅行のお申込みは下記まで

北海道知事登録旅行業2－532号
株式会社 美唄自動車学校
美自校ツアーズ
〒072-0042美唄市字美唄1443－14
TEL(0126)62－5489
FAX(0126)62－7414
（社）全国旅行業協会正会員

夏休み親子体験ふれあいツアー　美唄・月形（宮島沼・皆楽公園）

牛山先生と幻の「イシカリ湿原」と「ふゆみずたんぼ」の自然と食をまるごと体験！
オリジナル図鑑作りや押し花作りにチャレンジ！

宮島沼で水草などの図鑑作り！

月形町での押し花・アレンジフラワー作り体験！

■ 出 発 日　平成21年8月06日（木）日帰り

■ 募集人員　40名様（最少催行人員20名様）

■ 旅行代金　大人 3，500円
子供 2，500円（小学生）
※先着順、定員になり次第締め切らせていただきます。

【旅行代金に含まれるもの】
●パンフレット内に明示された日程の交通費（バス代・高速代金）
●行程に明記された入場・体験料金●昼食（弁当代1食）●乗務員諸経費
●添乗員諸経費●保険料●消費税

■スケジュール表

日次	月日（曜）	行程	食事 朝	食事 昼	食事 夕
1	8／06（木）	（札幌駅北口 鐘の広場 8:00分 集合） 札幌駅北口＝＝＝札幌IC＝＝＝＝＝三笠IC＝＝＝宮島沼（水草などの図鑑づくり） 8:30出発　10:00～12:00 ＝＝＝＝月形皆楽公園（押し花・アレンジフラワーづくり体験・お買い物）＝＝＝＝＝ 12:15～14:30 ＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝札幌駅北口 16:00頃到着	―	おいしさいっぱいの月形名産お弁当	―

※ 行程は、道路交通事情等により変更になる場合がございます。

■その他のご案内
※最終日程表は送付しません（当パンフレットが最終日程表となりますので、集合場所・時間をご確認の上、時間に遅れないようにご集合ください）

■ツアーのポイント

■宮島沼
幻の『イシカリ湿原』と『ふゆみずたんぼ』の生き物を取って触って観察して、オリジナル図鑑を作っちゃおう！！
昆虫や魚、絶滅が危ぶまれる草花まで・・・宮島沼の主（？）ウッシー先生がご案内。
【持ち物】：野外活動に適した服装（できれば長靴も）・雨具・手ぬぐい・飲み物・筆記用具をご用意ください。

■月形皆楽公園
田邊シェフ自慢の「こだわり弁当」を食べたあとは、押し花づくりやアレンジフラワーを体験！！
体験のあとは「ハンキングマスター梅木」のお店でバラやクレマチスの花を観賞！
最後は、田邊シェフ地産地消のお店で絶品の「青いトマトジャム」をお土産に・・・

【旅行企画・実施】　旅行のお申込みは下記まで
北海道知事登録旅行業2－532号
株式会社　美唄自動車学校
美自校ツアーズ
〒072-0042美唄市字美唄1443－14
TEL(0126)62－5489
FAX(0126)62－7414
(社)全国旅行業協会正会員

■旅行業法（昭和二十七年七月十八日法律第二百三十九号）

（定義）
第二条　この法律で「旅行業」とは、報酬を得て、次に掲げる行為を行う事業（専ら運送サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送サービスの提供について、代理して契約を締結する行為を行うものを除く。）をいう。
一　旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービス（以下「運送等サービス」という。）の内容並びに旅行者が支払うべき対価に関する事項を定めた旅行に関する計画を、旅行者の募集のためにあらかじめ、又は旅行者からの依頼により作成するとともに、当該計画に定める運送等サービスを旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等サービスを提供する者との間で締結する行為
二　前号に掲げる行為に付随して、運送及び宿泊のサービス以外の旅行に関するサービス（以下「運送等関連サービス」という。）を旅行者に確実に提供するために必要と見込まれる運送等関連サービスの提供に係る契約を、自己の計算において、運送等関連サービスを提供する者との間で締結する行為
三　旅行者のため、運送等サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
四　運送等サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
五　他人の経営する運送機関又は宿泊施設を利用して、旅行者に対して運送等サービスを提供する行為
六　前三号に掲げる行為に付随して、旅行者のため、運送等関連サービスの提供を受けることについて、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為
七　第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、運送等関連サービスを提供する者のため、旅行者に対する運送等関連サービスの提供について、代理して契約を締結し、又は媒介をする行為
八　第一号及び第三号から第五号までに掲げる行為に付随して、旅行者の案内、旅券の受給のための行政庁等に対する手続の代行その他旅行者の便宜となるサービスを提供する行為
九　旅行に関する相談に応ずる行為

第二章　旅行業等

（登録）
第三条　旅行業又は旅行業者代理業を営もうとする者は、観光庁長官の行う登録を受けなければならない。

（登録の申請）
第四条　前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。（中略）
四　旅行業を営もうとする者にあつては、企画旅行（第二条第一項第一号に掲げる行為を行うことにより実施する旅行をいう。以下同じ。）を参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであるかどうかその他の旅行業務に関する取引の実情を勘案して国土交通省令で定める業務の範囲の別
（以下、略）

（営業保証金の供託）
第七条　旅行業者は、営業保証金を供託しなければならない。

（営業保証金の額等）
第八条　旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額（中略）に応じ、第四条第一項第四号の業務の範囲の別ごとに、旅行業務に関する旅行者との取引の実情及び旅行業務に関する取引における旅行者の保護の必要性を考慮して国土交通省令で定めるところにより算定した額とする。

（旅行業務取扱管理者の選任）
第十一条の二　旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第五項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。
２～４　略
５　旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第五号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。
一　本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者
二　前号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

（都道府県が処理する事務）
第二十四条　この法律に規定する観光庁長官の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

■旅行業法施行令（昭和四十六年十一月五日政令第三百三十八号）

（都道府県が処理する事務）
第五条　旅行業（本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施しないものに限る。）及び旅行業者代理業（中略）に関する法第二章（中略）に規定する観光庁長官の権限に属する事務は、これらの旅行業又は旅行業者代理業を営む者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。

■旅行業法施行規則（昭和四十六年十一月十日運輸省令第六十一号）

（新規登録及び更新登録の申請手続き）
第一条　旅行業法第三条の規定による旅行業又は旅行業者代理業の登録（以下「新規登録」という。）又は法第六条の三第一項の規定による有効期間の更新の登録（以下「更新登録」という。）の申請をしようとする者は、次の区分により、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による新規登録（更新登録）申請書を提出しなければならない。
一　業務の範囲が次条に規定する第一種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　国土交通大臣
二　業務の範囲が次条に規定する第二種旅行業務又は第三種旅行業務である旅行業の新規登録又は更新登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事
三　旅行業者代理業の新規登録の申請をしようとする者　主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

（業務の範囲）
第一条の二　法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。
一　第一種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為（法第十四条の二第一項の規定により他の旅行業者を代理して企画旅行契約を締結する行為を含む。以下この条において同じ。）
二　第二種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち本邦外の企画旅行の実施に係るもの以外のもの）
三　第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び国土交通大臣の定める区域内において実施されるものであって、旅行者が旅行業者等に支払うべき対価（当該対価の額の２０％に相当する金額を超えない範囲内で収受することができる申込金を除く。）は旅行開始日以降に収受するものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）

（財産的基礎）
第三条　法第六条第一項第八号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。
一　登録の業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者　三千万円
二　登録の業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者　七百万円
三　登録の業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者　三百万円

（営業保証金の額）
第七条　法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表のとおりとする。

（別表　略）

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（一般旅客自動車運送事業の許可）
第四条　一般旅客自動車運送事業を経営しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（有償運送）
第七十八条　自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。
一　災害のため緊急を要するとき。
二　市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
三　公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（登録）
第七十九条　自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

■道路運送法施行規則（昭和二十六年八月十八日運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送）
第四十九条　法第七十八条第二号 の国土交通省令で定める旅客の運送は、次に掲げるものとする。
一　市町村が専ら当該市町村の区域内において行う、当該区域内の住民の運送（以下「市町村運営有償運送」という。）
二　特定非営利活動促進法第二条第二項 に規定する特定非営利活動法人又は前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項 に規定する過疎地域その他これに類する地域において行う、当該地域内の住民、その親族その他当該地域内において日常生活に必要な用務を反復継続して行う者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその同伴者の運送（以下「過疎地有償運送」という。）
三　特定非営利活動法人等が乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者であつて第五十一条の二十五の名簿に記載されている者及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
イ　身体障害者福祉法第四条 に規定する身体障害者
ロ　介護保険法第十九条第一項 に規定する要介護認定を受けている者
ハ　介護保険法第十九条第二項 に規定する要支援認定を受けている者
ニ　その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

地方自治法施行令における「寄附金」取扱いの特例について

1　ふるさと納税制度について

・　平成２０年４月に施行された「地方税法等の一部を改正する法律」により、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、都道府県・市区町村へ５千円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から５千円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、一定の限度額まで税額控除する制度が創設された。
・　この制度は、全国のどこに居住している人でも、自分が住んでいる都道府県・市町村に納めるべき住民税の一部を、出身地に限らず、自分が応援したい市町村・都道府県に納めることができるというもの。
・　税額控除の額の例（目安）
　給与収入７００万円で夫婦子供２人のケース
　　寄附金額　３万円　→　控除される税額　２万５千円
　　〃　　５万円　→　　〃　　３万８千４百円
・　寄附金の納付方法は、道においては、指定の金融機関での振込み、または現金書留で受領している。
・　道では、いただいた寄附金は「北海道ふるさと寄附基金」に積み立て、地域活性化、環境保全などの事業に活用している。（H20 個人からの寄附金額 54 件　4,660 千円）

2　地方公共団体が私人に徴収・収納の事務を委託できる歳入について

・　普通地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入は、地方自治法施行令第１５８条により限定され、寄附金は委託できないものとなっている。
・　なお、平成１５年度の税制改正に伴って、地方自治法施行令第１５８条の２が新設され、地方税については、収納事務を私人に委託することが可能となり、いわゆる「コンビニ納税」が可能となった。
・　北海道においても、平成１９年度より、自動車税の収納事務を、道外を含めた主要コンビニにおいて実施している。

■地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）
（歳入の徴収又は収納の委託）
第百五十八条　次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。
一　使用料
二　手数料
三　賃貸料
四　物品売払代金
五　貸付金の元利償還金
第百五十八条の二　普通地方公共団体の歳入のうち、地方税については、前条第一項に規定する場合に限り、その収納の事務を適切かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有する者として当該普通地方公共団体の規則で定める基準を満たしている者にその収納の事務を委託することができる。

「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除について

■制度の概要

- 個人の方が、市区町村や都道府県に5，000円を超える額の寄附をした場合、寄附金額から5，000円を差し引いた額を、所得税と住民税の合計額から、寄附金控除により一定の限度まで全額控除する制度です。
- 寄附対象は出身地に限らず、全国すべての市区町村・都道府県に寄附した場合でも控除の対象となります。
- この制度による控除を受けようとする場合には、最寄りの税務署で確定申告をしてください。（所得税の軽減を受けない方は、市町村に対する簡易な申告（寄附金税額控除申告書）によることができます。）

■軽減額の計算例

◎給与収入700万円で夫婦子供2人のケース

・所得税の限界税率10%

・住民税所得割額　29万3,500円

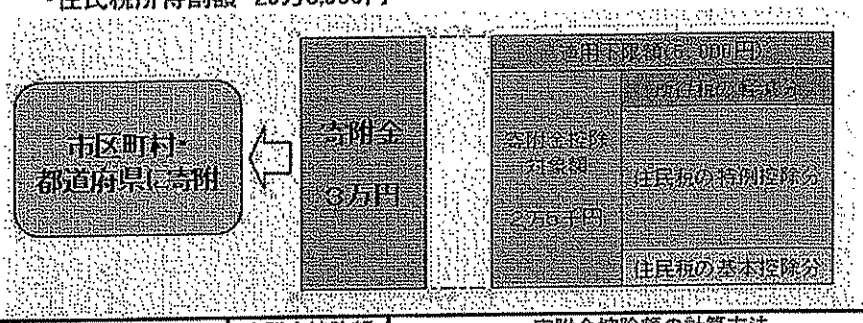

区分	寄附金控除額	寄附金控除額の計算方法
所得税の軽減分	2,500円	寄附金控除対象額×所得税の限界税率
住民税の特例控除分	2万0,000円	寄附金控除対象額×（90%－所得税の限界税率）
住民税の基本控除分	2,500円	寄附金控除対象額×10%
寄附金控除額の合計	2万5,000円	－

※1 特例控除分の上限は、住民税所得割額の10%です。
※2 基本控除分の上限は、[総所得金額等の30%－5,000円]の10%です。

○控除額の計算の詳細は、こちらをご覧ください。

■税額の軽減額の具体例（家族構成、給与収入別）

◎この軽減額の表は、一定の社会保険料控除等が適用された場合の試算ですので、あくまで目安としてご利用ください。（※軽減額は、家族構成や収入額のほか、生命保険料控除などの額によっても異なります。）

区分		寄附金額	軽減される税額			自己負担額
家族構成	給与収入		所得税	住民税	合計額	
	年収500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	30,600円	35,100円	14,900円
		10万円	9,500円	35,600円	45,100円	54,900円
		1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円

単身	年収700万円	3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	50,000円	69,000円	31,000円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	74,600円	93,600円	6,400円
夫婦のみ	年収500万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	27,300円	31,800円	18,200円
		10万円	9,500円	32,300円	41,800円	58,200円
	年収700万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	46,700円	65,700円	34,300円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	71,300円	90,300円	9,700円
夫婦子2人（子1人は特定扶養）	年収500万円	1万円	300円	4,700円	5,000円	5,000円
		3万円	1,300円	16,100円	17,400円	12,600円
		5万円	2,300円	18,100円	20,400円	29,600円
		10万円	4,800円	23,100円	27,900円	72,100円
	年収700万円	1万円	500円	4,500円	5,000円	5,000円
		3万円	2,500円	22,500円	25,000円	5,000円
		5万円	4,500円	33,900円	38,400円	11,600円
		10万円	9,500円	38,900円	48,400円	51,600円
	年収1,000万円	1万円	1,000円	4,000円	5,000円	5,000円
		3万円	5,000円	20,000円	25,000円	5,000円
		5万円	9,000円	36,000円	45,000円	5,000円
		10万円	19,000円	63,500円	82,500円	17,500円

※所得税の軽減分については、寄附をした年分の所得税から控除されます。
※住民税の軽減分については、寄附をした年の翌年に課税される住民税から控除されます。（平成20年に寄附した場合は、平成21年度に課税される住民税から控除されます。）

■関係リンク

○ふるさと北海道応援サイト（北海道への寄附の情報）
（知事政策部政策審議局のページにリンクします。）

○総務省のホームページ（個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました）
（総務省のページにリンクします。）

■このページに関するお問い合わせは

○「ふるさと納税」制度による住民税の寄附金控除に関すること
総務部財政局税務課
所在地：060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5061　FAX：011-232-3798
Mail：somu.zeimu1@perf.hokkaido.lg.jp

○北海道への「ふるさと納税」に関すること
総合政策部地域づくり支援局
所在地：060-8588　札幌市中央区北3条西6丁目
TEL：011-204-5148　FAX：011-232-1053
Mail：sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp

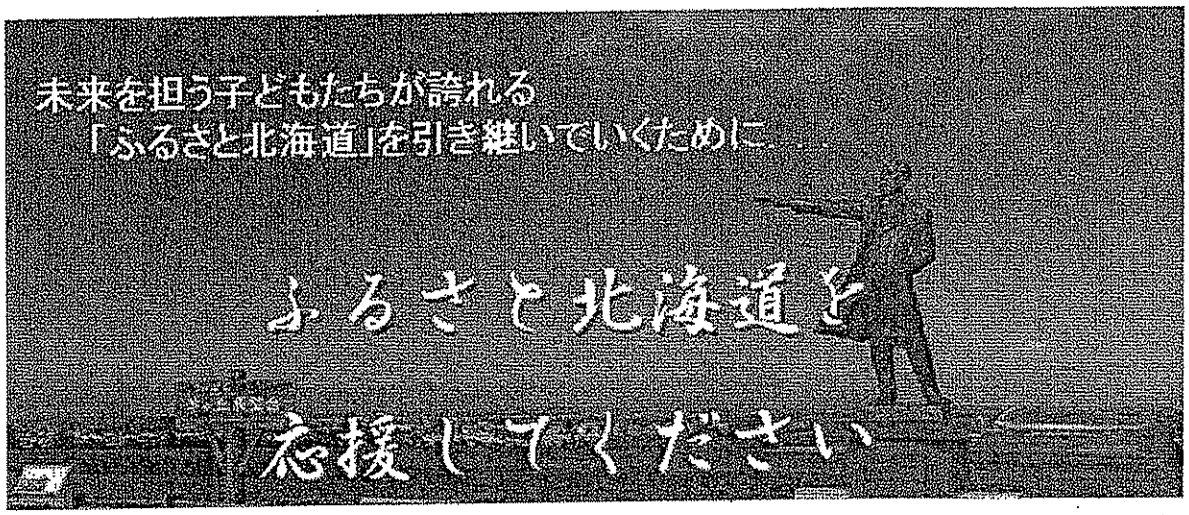

北海道では、「北海道洞爺湖サミット」の開催を契機に、人と自然とが共生する地域づくり、住む人にも訪れる人にも優しい地域づくりをめざしています。
夢・希望が持続する北海道の未来づくりに向けて、ふるさと納税制度を活用し、環境の保全や人材の育成、さらには食と観光のブランド化の推進など、北海道ならではの取組を積極的に進めて参ります。
一人でも多くの皆様のご支援をお待ちしております。

新着情報

H21.7.22	道内市町村のふるさと納税情報へのリンクを更新しました。
H21.5.14	平成20年度実績報告書 「ふるさと北海道を応援していただいた皆様へ」を掲載しました。
H20.11.14	北海道東京事務所1階の市町村情報コーナー内にふるさと納税PRコーナーを設置しました。
H20.10.17	(社)北海道倶楽部では「ふるさと北海道応援大使館員」を募集し、ふるさと納税制度による寄附を呼びかける取組を行っています。
H20.7.29	(社)北海道倶楽部の岡村進副理事長に、「ふるさと北海道応援大使」に就任いただきました。今後、大使には、「ふるさと北海道」のPRやふるさと納税制度を通じた寄附の呼びかけを行っていただく予定です。
H20.7.25	エア・ドゥ 北海道国際航空株式会社様のご協力により、北海道へのふるさと納税PRリーフレットを、羽田空港(エア・ドゥ便のボーディング・ブリッジ内)に設置していただくこととなりました。

寄附金の活用方法

皆様からいただいた寄附金は、未来を担う子どもたちに「明るい夢のある北海道」を引き継いでいくため、「ほっかいどうの未来づくり」をテーマとした取組に有効に活用させていただきます。

◉ 活用事例

- 道民との協働の視点に立った、環境保全の取組を加速
- 子どもたちの環境問題に対する意識の啓発
- 北海道らしい「ふるさとの味」の継承、「新しい食づくり」の推進
- 通過型から体験・滞在型へ、北海道を満喫できる観光の魅力づくり　など

● 活用実績

・平成20年度実績報告書「ふるさと北海道を応援していただいた皆様へ」

寄附金をお寄せいただく方法

● 申込手順

1 まず最初に、次のいずれかの方法で「寄附申出書」をお送りください。

方法1　：電子申請による申込み　→ 電子申請へ

・北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を利用した申込みとなります。
（電子署名などの認証手続きは必要ありませんので、どなたでもご利用いただけます。）

・携帯電話からのお申し込みも可能となっております。
右記のQRコードからアクセスをお願いします。
（QRコードという名称は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。）

方法2　：電子メール、FAX、郵送による申込み　→ Word形式　PDF形式

・「寄附申出書」の様式をダウンロードし、電子メール、FAX、郵送のいずれかの方法でご提出ください。

電子メールの場合	sogo.chisei1@pref.hokkaido.lg.jp
FAXの場合	011－232－1053
郵送の場合	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合政策部地域づくり支援局「ふるさと納税」担当

2 確認のため、こちらから受付の旨の連絡(電話)をさせていただきます。

3 お申込みの際に選択された方法により、ご入金をお願いいたします。

● 納付書払いを選択された場合

後日、こちらから郵送させていただく納付書により、所定の金融機関からお振込ください。
（所定の金融機関からのお振り込みには、手数料はかかりません。）

● 現金書留払いを選択された場合

申出書の受領後、北海道から確認の連絡をいたしますので、その後、下記の申込窓口あてご郵送ください。
（申し訳ありませんが、郵送料等についてはご負担ください。）

※ ご注意：この寄附金は、皆様の「ふるさと北海道」への想いを形にしていただくための取組です。「ふるさと納税」をかたった寄附金の強要や詐欺行為には十分ご注意ください。（北海道から口座振込をお願いすることはありません。）
ご不明な点がある場合は、直接現金等を振り込まず、まず下記の窓口までお問い合わせください。

ふるさと納税制度の概要について

・個人の方が都道府県、市区町村に寄附を行った場合、個人住民税の寄附金控除と所得税の寄附金控除が適用となり、寄附した額から適用下限額の5，000円を差し引いた額が、個人住民税と所得税の合計額から控除される制度（ふるさと納税制度）がスタートしました。
（個人住民税の特例控除分の上限は、個人住民税所得割額の10%の額です。）

・この制度は、平成20年1月1日以降の寄附金から適用されます。

・寄附金の控除を受けようとする場合は、住所地の所管税務署に確定申告する必要があります。

ふるさと納税制度について（税務課のホームページにリンクします。）

道内市町村へのふるさと納税について

・道内の各市町村においても、それぞれ「ふるさと納税」の受付をしています。具体的な申込方法等については、それぞれの市町村へお問い合わせください。

道内各市町村のホームページへ

■ このページに関するお問い合わせは
総合政策部地域づくり支援局

クレジットカードによるふるさと納税の納付について

・　クレジットカードによる公金の納付については、地方自治法第２３１条の２第６項に定められている「指定代理納付者制度」という仕組み（地方公共団体が指定したクレジットカード会社（指定代理納付者）による立替払いを認める）を活用することにより現行法上可能となっている。

本人がクレジットカードを利用（納付申し出）
↓
クレジットカード会社が地方公共団体に立替払
↓
クレジットカード会社が本人に請求

・　この制度を活用して、クレジットカードによる納付をすることができる歳入の範囲は、法律上限定されておらず、ふるさと納税（寄付金）の納付も可能である。

・　道内においては、夕張市・小樽市がすでにインターネット上でクレジットカードによるふるさと納税の納付を受け付けている。（北海道庁では実施していない。）

（クレジットカードによる公金納付の流れ）

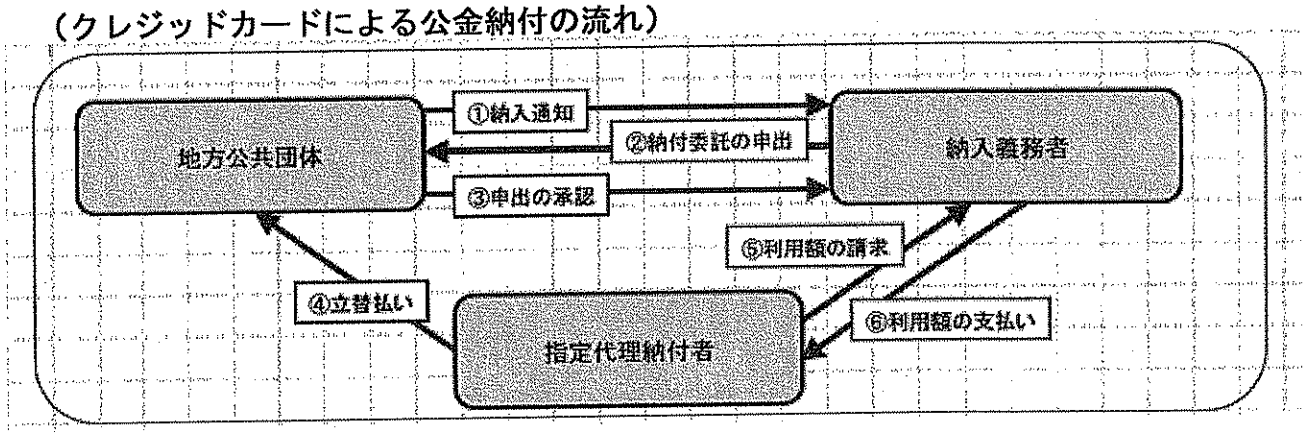

＊この制度は、指定代理者による立替払いであることから、地方自治法施行令第１５８条の収納事務の委託とは制度上異なるものである。

地方自治法　第二百三十一条の二　（証紙による収入の方法等）

６　普通地方公共団体は、納入義務者が、歳入の納付に関する事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が指定をした者（以下この項及び次項において「指定代理納付者」という。）が交付し又は付与する政令で定める証票その他の物又は番号、記号その他の符号を提示し又は通知して、当該指定代理納付者に当該納入義務者の歳入を納付させることを申し出た場合には、これを承認することができる。この場合において、当該普通地方公共団体は、当該歳入の納期限にかかわらず、その指定する日までに、当該歳入を当該指定代理納付者に納付させることができる。

７　前項の場合において、当該指定代理納付者が同項の指定する日までに当該歳入を納付したときは、同項の承認があつた時に当該歳入の納付がされたものとみなす。